

滋賀県立大学工学部屋外廊下耐火被覆改修工事

図 面 リ ス ト		
図面番号	図面名称	縮尺(A1版)
A-00	表紙、図面リスト	
A-01	建築改修工事特記仕様書(1)	——
A-02	建築改修工事特記仕様書(2)	——
A-03	附近見取図、配置図、概要書	1/1400、1/2500
A-04	現状1階平面図	1/300
A-05	現状2階平面図	1/300
A-06	現状3階平面図	1/300
A-07	現状立面図1	1/300
A-08	現状立面図2	1/300
A-09	現状断面図	1/300
A-10	現状7'リッジB平面図、天井伏図、断面詳細図、参考棚足場組	1/30、1/100
A-11	改修7'リッジB平面図、天井伏図、断面詳細図	1/30、1/100
A-12	現状7'リッジB展開図、改修7'リッジB展開図	1/100
A-13	現状7'リッジC平面図、天井伏図、断面詳細図、参考棚足場組	1/30、1/100
A-14	改修7'リッジC平面図、天井伏図、断面詳細図	1/30、1/100
A-15	現状7'リッジC展開図、改修7'リッジC展開図	1/100

滋 賀 県 立 大 学
株式会社 水原建築設計事務所

改修建築工事特記仕様書							
I 工 事 概 要	工 事 名 称	滋賀県立大学工学部屋外廊下耐火被覆改修工事					
	工 事 場 所	滋賀県彦根市八坂町2500 敷地面積 301,353.28㎡					
	用 途 規 制	第1種低層 第2種低層 第1種中高層 第2種中高層 第1種住居 第2種住居 準住居 近隣商業 商業 準工業 工業 工業専用 指定なし					
	防 火 規 制 そ の 他 の 規 制 工 事 期 間 ・ 展 示 工 事 種 目	防火地域 準防火地域 [法22条指定区域] 指定なし 風災地区 準自公固 宅造規制区域 [市街化区域] 市街化調整区域 120 日間					
II 建 築 工 事 仕 様	NO	名 称	工 種	構 造	床 面 積 (㎡)	延 面 積	備 考
	1	工学部棟	渡り廊下改修	RC造	1階 2階 3階 R階	13,485.02	
合 計							
要 求 説 明		本工事は、工学部棟 屋外廊下廊下の耐火被覆改修工事を行うものである。					
別 途 工 事							
III 一 般 共 通 事 項	1	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官庁官庁業務部監修「公共建築工事標準仕様書平成31年版」(以下「標準」という)および「公共建築改修工事標準仕様書 平成31年版」(以下「改修標準」という)による。(国土交通省大臣官庁官庁業務部監修「建築工事監理指針 令和元年版」および「建築改修工事監理指針 令和元年版」を参考とする。)					
	2	特 記 仕 様	1 項目は番号に○印のついたものを適用する。 2 特記事項は ○印のついたものを適用する。 ○印のない場合は ※印のあるものを適用する。 ○印と※印のある場合はともに適用する。 3 特記事項に記載の()内表示番号は、標準の当該項目、当該表、当該図を示す。				
	3	保 全 に 関 す る 資 料	保安に関する資料は標記により作成し、監督員に指示された必要数部の原本、複写および電子データを提出するものとする。なお、作成に際しては、国土交通省作成の「建築物等の保安に関する説明書作成の手引き」を参考とし、詳細については監督員の指示による。(1.7.3)				
	4	工 事 写 真	工事管理写真はカラーとし、その内容が明確に判別できるものとする。デジタル写真とする場合、使用するデジタルカメラの総像素数120万画素以上、記録画数数は640×480画素以上とする。				
5	技 術 検 査	区分 分類・規格 撮影箇所 部数 備考 着工前 サービス版 - ○ 9・30 1 状況によりつなぎ写真 工事中 サービス版 - ○ 9・12 3 必要に応じ撮影 完成時 サービス版 ※ 3 ○ 6・9 1 工事月報用 定期提出 ※ サービス版・キャビネット ○ 5・7 2 主として外観 竣工写真 ※ サービス版・キャビネット - 5・10・20 2 主として内観 竣工写真については、顔写写真の場合はネガ、デジタル写真の場合はファイル形式でJPEGとし、CD-ROM、またはDVD-ROMにて提出すること。					
	6	現 場 代 理 人	工事写真の撮影要領は、「工事写真の撮り方・建策編」(国土交通省大臣官庁官庁業務部監修)による。完成写真の撮影場所は監督職員の指示による。工事写真キャビネットはアルム台組みに、サービス版は工事写真帳に貼り付けて提出すること。 工事施工途中において、適宜中間技術検査を行う。(1.6.2) 原則として、現場代理人は他の工事と重複して従事することはできない。 契約約款第10条第3項の規定に基づく現場代理人の専任義務を有する期間および本工事における現場代理人が他の工事の現場代理人を兼務できる条件は、別に定める「現場代理人の専任に関する運用基準 (滋賀県土木交通部)」による。 ①現場代理人の専任を要しない期間 ・ 請負契約の締結の日の日日から令和 年 月 日までの期間については、現場代理人の工事現場への専任はしない。 ② 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間 (現場事務所を設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、現場代理人の工事現場への専任を要しない。 なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。 ③ 工事が完成し、事務手続き、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間については、現場代理人の工事現場への専任を要しない。 現場代理人は、請負人との直接的な雇用関係が確認できる資料を監督職員に提出すること。 請負人は、建築業法に定める専任の技術者の任命を行い、現場に派遣し技術管理にあたるものとする。 ④ 技術者の専任を要しない期間 ・ 請負契約の締結の日の日日から令和 年 月 日までの期間については、主任技術者または監理技術者の工事現場への専任はしない。 ⑤ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間 (現場事務所を設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。 ⑥ 滋賀県建設工事請負契約約款 (以下「契約約款」という) 第3条第2項の規定に基づく検査を完了した日から契約期間満了までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 なお、検査を完了した日とは、発注者が契約約款第3条第2項に基づく当該検査の結果を通知した日 (契約約款第3条第1項に該当するものを含む) とする。 また、日程の都合上、契約期間満了後に検査が行われる場合は、契約期間満了後の監理技術者等の工事現場への専任を要しない。				
7	技 術 管 理	各工種の作業については、極力技能士の資格を有する者に作業をあたらせること。(1.5.2) ただし、請負人は、○印のついた工事種別および技能検定の職種について、職業能力開発促進法による一級技能士または第一級の資格を有する者を、1職種1名以上該当工事作業中工事現場 (資材製作加工の場合は製作所) に常勤させるとともに、作業に先立ち事前にその氏名等を監督職員に届け出なければならない。 ① 仮設工事(とび) ・ 鉄筋工事(鉄筋) ・ コンクリート工事 ・ 型枠・コクリート(任送) ② 仮設工事(構造物鉄工) ・ コクリート(引)ALC(任)鉄工工事 ・ CB枠・ALC(任)鉄工 ③ 防水工事(7)防水防水 ・ 合成ゴム防水 ・ 外気防水(防水)防水 ・ 防水(防水)防水 ・ 防水(防水)防水 ・ 防水(防水)防水 ・ 防水(防水)防水 ④ 石工事(石積り・石積み・石材加工) ・ タイル工事(タイル張り) ・ 木工事(建築大工) ⑤ 屋根及びいた工事(屋根金属屋根葺きおよびい設置) ・ かわらぶき ・ 石積スレート葺き ⑥ 金属工事(鋼製下地) ・ 管工工事(金こて仕上) ・ 砂利埋戻し・散付・断熱緩衝材(引)吹付 ⑦ 建具工事(サッシ) ・ サッシ加工取付 ・ 木製建具加工取付 ・ 自動ドア取付 ・ 塗装工事(塗装) ⑧ カーテンウォール工事(金属製カーテンウォール施設) ・ 幕天井工事 ⑨ 内装工事(表具) ・ 壁装 ・ 装製作施工 ・ サッシ系床施工 ・ 木製系床施工 ・ 木製系床施工 ・ 木製系床施工 ⑩ 水工工事(配管) ・ 配管工事(配管) ・ 外装改修工事(樹脂接着剤注入施工)					
	8	技 能 士	建築材料等は、極力内産品を選定することとし、製品等は特記されたものまたは同等品以上とする。ただし、同等品以上とする場合は監督職員の承認を受けること。 工事で使用する各種材料類、接着剤類、その他の材料のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。 あわせて、その他室内空気汚染 (揮発性有機化合物) 対策として、その原因となる物質の含有量が低濃度である材料を極力選定する。(「標準」を参考とすること。)(1.4.1) さらに、環境配慮の観点から、以下の材料の利用に努めること。 (1)グリーン購入法に基づくエコマーク商品 (2)建設リサイクル法により再資源化されたリサイクル製品、材料 (3)滋賀県リサイクル製品認定制度に基づく滋賀県リサイクル製品 (参考URL: http://www.pref.shiga.jp/d/haikibutsu/gomizeru/h212reeffile.pdf) (1.4.1) 工事に使用する材料は、アスベストを含有しないものとする。 製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、「木材・木製製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(林野庁 平成18年2月15日)に準拠した証明書、監督員に提出すること。(1.4.2)				

10	材料の検査に伴う試験	試験は、原則として試験設備で行うものとし、その場所の決定にあたっては監督職員の承認を受けること。(1.3.11) 標記に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。										
11	特殊な材料の工法	各種検査を必要とするもの。責任施工のもの等は、各仕様書又は保証書およびその写し各1部を提出すること。なお、責任施工のものは、請負契約者・施工下請業者・材料製造所の連名書とする。										
12	各種検査合格書等	各設備工事によるコンクリート部分の梁、壁、床の強度確保及び仕上り部分、経路敷管天井下、同地下地の開口強度は建築工事とする。										
13	設備工事との取合	各種下請業者、製造所等県外で供給出来るものについては、極力内産品を選定すること。 工事着手前に配管を調査し、騒音、振動、塵埃の発生、土壌汚染、排水汚染等公害発生のなきよう、工事現場で万全の対策を講ずること。(1.3.8) 請負人は、産業廃棄物を適正に処理するにあたり下記事項を含め、事前に監督職員に施工計画書を出して承認を受けること。 (1) 本工事に使用する特定建設資材及び排出する特定建設資材廃棄物については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)」を厳守し、分別解体及び再資源化等実施すること。 (2) 「資源の有効な利用の促進に関する法律」(リサイクル法)及び「建設副産物適正処理推進条例」を厳守し、建設副産物の発生抑制および再資源の促進に努めること。また再資源利用率(促進)計画書および同実施書を作成し速やかに報告すること。 (3) 請負人は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を厳守し、同法第12条の3によるマニフェストシステムにより的確に実施すること。										
14	下請け業者の選定	引渡しを要するもの： 受注者は工事の内容に応じた火災保険、建設工事保険等を工事目的物に付するものとする。 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。										
15	公害対策	⑧ 工事車両の出入りについては、速度制限を厳守し、危険防止に努めること。また、必要に応じて交通整理員を配置するとともに、近隣家に騒音、振動等の公害が発生しないよう留意し、工事全般に「万全の対策」を講ずること。また、施設運営についても担当者や協議を行い、支障のないよう努めること。 ⑨ 別途仮設計画図・配置図等により示された仮設計画を参考に、請負人にて構造、施工方法について十分検討のうえ、関係法令に従い安全堅固に設置すること。										
16	産業廃棄物の処理	労働安全衛生法第30条第2項の総括安全衛生管理職務者には、(※建築工事・電気設備工事・機械設備工事)の請負人を指名する。 シンナー等については、工事現場に放置することなく、保管を厳重に行う袋を防止するとともに、保管数量についても、作業前、作業終了後の確認等確実な管理を行うものとする。 学内全線清掃とする。また、火災発生については一定の場所を指定し、火元責任者を配するものとする。 請負人は通称等での違法運行を固く禁ず。道路交通法を遵守する旨を記載した施工計画書を提出すること。 請負人は、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程 (平成13年国土交通省告示第487号)」に基づき指定された建設機械(引ラベル)を使用すること。 請負人は、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程 (平成13年国土交通省告示第487号)」に基づき指定された建設機械(引ラベル)を使用すること。 受注者は、工事請負代金500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)入力システムに基づき「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けた後、(一財)日本建設情報総合センター(AJIC)に登録申請を行うこと。また、登録申請の期間は以下のとおりである。 (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日(土、日、祝日、年末年始を除く)以内とする。 (2) 完了時登録データの提出期限は、工事完了後10日(土、日、祝日、年末年始を除く)以内とする。 (3) 施工中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に更新データを提出しなければならない。 登録後は速やかにセンター発行の「登録内容確認書(工事実績)」を監督職員に提出すること。 (1)配置技術者の増員 建設工事等入札執行要領第17条第1項ただし書きの規定に基づく基準に満たない価格で落札した場合において、監理(主任)技術者とは別に、入札公告に定める監理(主任)技術者の要件と同一の要件を満たす技術者を専任1名現場に配置しなければならない。 なお、当該技術者は、監理(主任)技術者を補助し、監理(主任)技術者と同様の職務を行うものとする。また、当該技術者を求めることになった場合には、その指名その他必要な事項を監理(主任)技術者と同様の方法により届け出ること。 (2)施工体制整備および施工計画書にかかる内容の説明 建設工事等入札執行要領第17条第1項ただし書きの規定に基づく基準に満たない価格で落札した場合において、請負人は施工体制整備および施工計画書の提出に際して、監督職員からその内容の説明を求められたときは、応じなければならない。 (3)材料、下請負代金等の支払い状況等の説明 建設工事等入札執行要領第17条第1項ただし書きの規定に基づく基準に満たない価格で落札した場合において、毎月の下請負代金の支払い状況が確認できる資料を随時随時追加して提出すること。 また、監督職員から材料費、労務費、下請負代金、その他経費(地元「経費等」という。)の支払いの状況について説明を求められる場合は、これまでに要した経費等の支払いを確認できる資料ならびに今後必要とする経費等とこれにかかると資金の調達の方法を資料を提示するとともに、それらの内容について説明を求められた場合は、応じなければならない。 (4)工事コスト調査への協力 請負人は、建設工事等入札執行要領第17条第1項ただし書きの規定に基づく基準に満たない価格で落札した場合においては、工事コスト調査に協力しなければならない。 (当該基準は県ホームページ: http://www.pref.shiga.jp/h/d-kanri/kensetsu_low/index.htmlを参照のこと) ・元請者は、下請者の協力を要する。 ① 元請者が採用された場合の工事代金等の概算見積額および算出根拠。 ② 元請者が採用された場合の工事代金等の概算見積額および算出根拠。 ③ 元請者が採用された場合の工事代金等の概算見積額および算出根拠。 ④ 元請者が採用された場合の工事代金等の概算見積額および算出根拠。 ⑤ 元請者が採用された場合の工事代金等の概算見積額および算出根拠。 ⑥ 元請者が採用された場合の工事代金等の概算見積額および算出根拠。 ⑦ 元請者が採用された場合の工事代金等の概算見積額および算出根拠。 ⑧ 元請者が採用された場合の工事代金等の概算見積額および算出根拠。 ⑨ 元請者が採用された場合の工事代金等の概算見積額および算出根拠。 ⑩ 元請者が採用された場合の工事代金等の概算見積額および算出根拠。										
17	発生材の処理											
18	保険等											
19	発生の付与及び事故の賠償(法定外の災害の付与)											
20	総括安全衛生管理職務者											
21	シンナー等の保管											
22	火災の管理											
23	盗難防止の措置											
24	騒音振動の防止											
25	工事実績情報の作成及び登録											
26	低入札価格調査制度に基づく措置											
27	契約後V E方に関する特記事項	1. 発覚 V E提案とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、性能を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、請負人(以下「乙」という。)が発注者(以下「甲」という。)に「甲」に提出することとする。 2. 提案の範囲 (1) 乙がV E提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料および施工方法に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。 (2) 以下の提案は、V E提案の範囲に含めないものとする。 ① 施工方法を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴うもの。 ② 契約書第18条にもつづき条件変更が確認された後の提案。 3. V E提案の提出 (1) 乙はV E提案を行う場合は、次に掲げる事項をV E提案書(様式1～4)に記載し、甲に提出しなければならないこと。 ① 設計図書に定める内容とV E提案の内容の対比および提案理由。 ② V E提案の実施方法に関する事項。(当該提案に係る施工条件等を含む) ③ V E提案が採用された場合の工事代金等の概算見積額および算出根拠。 ④ 甲が別途発注する関連工事がある場合は、それとの関係。 ⑤ 工事所有権等の法的権利を含むV E提案である場合、その取扱いに関する事項。 ⑥ その他V E提案が採られた場合に留意すべき事項。 (2) 甲は、提出されたV E提案書に関する追加資料、図書その他の書類の提出を乙に求めることができる。 (3) 乙は、V E提案を契約の締結日より、当該V E提案に係る部分の施工に着手する35日までに提出できるものとする。 (4) V E提案の提出にかかる費用は、乙の負担とする。 4. V E提案の審査 V E提案の審査は、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等を評価する。 5. V E提案の採否等 (1) 甲は、V E提案の採否について、V E提案の受領後14日以内に書面により通知するものとする。ただし、乙の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。 (2) 提出されたV E提案が適正と認められなかった場合の通知は、その理由を付して行うものとする。 (3) 甲は、V E提案による設計図書の変更を行う場合は、契約書第19条の2の規定に基づくものとする。 (4) 甲は、V E提案による設計図書の変更を行う場合は、契約書第24条の規定により請負代金額の変更を行うものとする。 (5) 前項の変更を行う場合においては、V E提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「V E管理費」という。)を削減しないものとする。 (6) V E提案が適正と認められた後、契約書第18条の条件変更が生じた場合において、甲がV E提案に対する提案を求めた場合、乙はこれに応じなければならない。 (7) V E提案が適正と認められた後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、V E管理費については原則として変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない事由(不可抗力や、予測することが不可能な事由等)により、工事の経行が不可能、または著しく工事低減額が減少した場合においては、甲乙協議して変更できるものとする。										
28	総合評価方式に関する特記事項	6. V E提案の保護 V E提案については、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、その後の工事において無償で使用できるものとする。ただし、工事所有権等の法的権利を有する提案についてはこの限りではない。 7. 責任の所在 発注者がV E提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E提案を行った請負人の責任が否定されるものではない。 1. 競争参加資格の確認申請時の技術提案内容の担保 請負人は、競争参加資格の確認申請時に提出した施工計画等に関する技術提案書(以下、「技術提案書」という。)に基づき、工事を実施しなければならない。 2. 技術提案内容の施工計画書との反映 施工計画書の取り扱いは標記のとおりであるが、請負人は技術提案書の内容を満足する施工計画書を監督職員に提出しなければならない。なお、施工計画書において、技術提案書の内容を一覧で模式的に整理すること。また、提案事項ごとに具体的な実施方法、履行の確認方法および確認時期について、監督職員の承認を得るとともにその内容をあわせて施工計画書に記載すること。 3. 配置技術者等 請負人は、技術提案書に記載した配置予定技術者を当該工事の主任技術者または監理技術者あるいは現場代理人として配置しなければならない。 4. 履行の確認方法 (1) 技術提案の履行確認のとおりと認めについては、「技術提案の履行確認書(以下、「履行確認書」という。)」によるものとする。 (2) 工事着手前に受注者において「技術提案内容」欄に必要事項を記入し、監督職員の確認を得るとともに、履行確認方法について監督職員と協議の上決定し、原案として施工計画書と併せて提出するものとする。なお、履行確認方法については、技術提案書においてあらかじめ示した方法によるものとする。 (3) 請負人は完了時に「履行確認の概算」、「各(対策)の履行状況」、「技術提案履行率」、「減点係数」および「技術提案加算値」を、「減点係数」を計算し、提出する。監督職員は提出するものとする。 (4) 計算結果については、受注者の両者で確認を行うこととする。 (5) 履行の確認にあたり必要と認められるときは、監督員はその理由を受注者に通知し、工事目的物を最大限確保して確認することができる。この場合の確認または復旧に要する費用は、請負人の負担とする。 5. 再度の施工 (1) 請負人は、前項の確認により技術提案事項が履行できていないことが明らかになったときは、直ちに再度施工または手直しした計画書を監督職員に提出しなければならない。ただし、発注者が再度の施工が適当でないとした場合は、この限りではない。 (2) 請負人は、前項の計画書の内容において監督職員の承認を得たならば直ちに実施し、再度監督職員の確認を受けなければならない。 6. 不履行に対する措置 技術提案書に記載された内容について、請負人の責任により入札時の提案内容が履行されない場合は、次により求めた点数を工事成績評定(法6条第9条)において減点することとする。 なお、履行確認の対象とするのは、技術提案(簡易施工計画)および資材の使用の有無とする。 ●各前記項目の不履行による減点率 α : 減点係数(表1のとおり) β : 減点率の各項目の加重係数(ただし、技術提案において加重点評価されなかった内容については0.2とする。) ●工事成績評定における減点率=各項目の不履行による減点係数の総和 【各項目】は発注者が設定する前記項目をいう。また、「資材の使用」については評価項目単位とする。 表1: 減点係数(α) <table border="1"> <thead> <tr> <th>履行率</th> <th>減点係数(α)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50%未満</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>50%以上 75%未満</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>75%以上 90%未満</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>90%以上 100%未満</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table> ※実績を評価対象とした現場代理人の従事期間における減点係数は、以下のとおりとする。 <加重点評価の対象となった現場代理人の従事> 技術提案書に記載した現場代理人が、工期内で中途交代した場合、全体工期に対して従事していた期間より履行率を算出する。減点係数(α)を算出する。 <加重点評価の対象とならなかった現場代理人の従事> 減点の対象とはしない。 ※資材の使用における減点係数は、以下のとおりとする。 <加重点評価の対象となつた資材> 完了時の使用数量に占める原産品使用量が50%を下回った場合により、減点係数(α)を「0.0」とし減点する。ただし、提案のあった原産品使用量以上の利用があった場合や真やむを得ない理由と認められる場合はこの限りでない。 減点の対象とはしない。 7. 契約変更の取り扱い (1) 請負人が作成する施工計画書のうち、技術提案に係る資料については、発注者が確認するが、請負代金額の変更は行わない。 (2) 不可抗力(地震・風水害等)によって、地形が変形し数量に変更があった場合は、発注者と請負人が協議のうえ、発注者が認めたものについて変更の対象とする。 (3) 関係機関との協議、社会的条件(地元対応等)によって、新たな対策や施工体制の変更が生じた場合は、発注者と請負人の協議のうえ、発注者が認めたものについて変更の対象とする。「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に従い、施工体制を講ずること。 ② 図示 ③ 揮発性有機化合物の室内濃度調査 ④ 不法無届局の排除 ⑤ 取扱説明書の作成 34 近隣住民等への説明 35 近隣家屋の調査 36 エア・パワ・ダクト 37 別途工事との連絡協議 38 住宅性能評価 ⑧ 暴力団員等による不当入札の排除 40 環境配慮指針 41 週休2日取扱い促進型工事の実施 公共建築に係る環境配慮指針実施要領に基づく、チェックシートを作成し提出しなければならない。 本工事は、発注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で工事を実施する週休2日取扱い促進型工事(受注者希望型)である。費用の計上等の運用にあたっては、「(官製工事版)週休2日取扱い促進型工事実施要領」により行う。 発注者は、現場閉所(現場休息)の達成状況を随時、4週8休に満たない場合、現場閉所(現場休息)の状況に応じた補正係数により労務費を補正し、請負代金額を変更する。なお、4週8休に満たない場合および工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合(発注者が週休2日の取組を希望しない場合を含む。)については、速やかに請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。 なお、本工事が単独発注の場合は「現場閉所」とし、分離発注工事の場合は「現場休息」とするものとする。	履行率	減点係数(α)	50%未満	1.0	50%以上 75%未満	0.6	75%以上 90%未満	0.3	90%以上 100%未満	0.1
履行率	減点係数(α)											
50%未満	1.0											
50%以上 75%未満	0.6											
75%以上 90%未満	0.3											
90%以上 100%未満	0.1											
29	施工体制整備											
30	設計図											
31	揮発性有機化合物の室内濃度調査											
32	不法無届局の排除											
33	取扱説明書の作成											
34	近隣住民等への説明											
35	近隣家屋の調査											
36	エア・パワ・ダクト											
37	別途工事との連絡協議											
38	住宅性能評価											
39	暴力団員等による不当入札の排除											
40	環境配慮指針											
41	週休2日取扱い促進型工事の実施											

42	関係機関との協議(消防・労働等)	また、本工事が分離発注工事である場合、受注者は、分離発注工事である他の全ての受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所(現場休息)の予定日を調整したうえで「実施工程表」等を作成するものとする。なお、次の学校の長期休暇期間に併じ、それぞれ次に掲げる作業を行う日を含む週単位の期間については非対象期間とすることができる。 工事施工にあたっては、建築基準法、労働基準法、労働安全衛生規則、消防法等その他関係法令を遵守し、工事に伴う騒音や騒手騒音は、発注者の責任とするとともに請負者が責任を持って遅滞なく行うこと。工事完了までに必要な官庁等への届出等は、発注者・費用共・請負者の負担とする。 (1)本工事は、受注者の内閣府官制の確保を目的として、事前に建設費、労働者確保等の準備を行うことができない余剰期間(契約締結日から工事開始日の前日までの期間)を設定した工事であり、発注者が示した工事開始日までの期間で、受注者は工事開始日当日に設置することとする。 なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、所定の様式により、工事開始日を通知すること。取り扱いは、滋賀県ホームページに掲載の「工事における余剰期間制度実施要領(令和2年2月)(滋賀県土木交通部)」および「建設工事における建設工事における余剰期間制度 運用マニュアル(令和3年2月)(滋賀県土木交通部)」に基づくこととする。 滋賀県ホームページ 滋賀県>事業者の方へ入札・発注・指定管理>公共工事>記事一覧「余剰期間制度について」 https://www.pref.shiga.jp/izigyousya/nyusatsubaikyaku/kouz/」 余剰期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余剰期間内に行う手書は受注者の責任により行うものとする。 余剰期間内は、主任技術者または監理技術者を配置することを要しない。また、現場代理人は工事現場に常駐しないものとする。コリンズへ登録する技術者の従事期間は、実と異なる期間で従事する期間を登録するものとする。 (余剰期間を含まないこと)に留意するものとする。 受注者は工事開始日の前日までに現場代理人等と定め、所定の様式により届出するものとする。 契約締結後において、工事開始日の変更が必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事開始日の変更を行うことができる。なお、低入札価格調査等により、上記の工事開始日開始日に契約締結となった場合は、余剰期間に適用しない。 受注者は、施工計画書の作成にあたり、「その他」の事項として新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を記載するものとする。 必要と認める拡大防止対策のうち共通仮設および現場管理の範囲を超え、発注者が追加で費用を要する拡大防止対策を行う場合は、受注者間で設計変更の協議を行うこととする。協議における資料は受注者の負担により作成するものとする。
43	余剰期間制度	
44	施工計画書の提出を求める工事	
45	特例監理技術者	1. 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受け「監理技術者(以下、「特例監理技術者」という。)の配置を行う場合は以下の(1)～(8)の要件を全て満たさなければならない。 (1) 建設業法第26条第3項ただし書きによる監理技術者の資格を有する者であること。 (以下、「監理技術者候補」という。))を専任に配置すること。 (2) 監理技術者候補は、一般施工管理士補または一般施工管理士等の国家資格者、学歴や業務経験により監理技術者の資格を有する者であること。 なお、監理技術者候補は建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 (3) 監理技術者候補は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 (4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。 (5) 特例監理技術者が兼務できる工事は管内(土木事務所、支所)の工事で行うものとする。 (6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回および主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。 (7) 特例監理技術者と監理技術者候補との間で常に連絡が取れる体制であること。 (8) 監理技術者候補が担う業務等について、明らかにすること。 2. 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項(1)～(8)の事項について確認できる書類を下記より提出すること。 (1) 監理技術者候補の資格を有する書類(一般施工管理士等の国家資格者などの合格証など) (2) (1)の提出書類と同じ (3) 監理技術者候補の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類(3カ月以上の雇用関係を証明できる健康保険被保険者証の写しなど) (4) 特例監理技術者が兼務する工事のCORINSの写し等 (5) (4)の提出書類と同じ (6) 業務分担、連絡体制等を記載した書類(施工計画書など) (7) (6)の提出書類と同じ (8) (6)の提出書類と同じ 3. 本工事において、特例監理技術者および監理技術者候補の配置を行う場合、または配置を要さなくなった場合は適切にCORINSへの登録を行うこと。
46	事前調査	1.大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿管理手続規則、その他石綿処理に関する諸法令等に基づき実施すること。 2.石綿の事前調査は、建築物石綿含有建材調査法調査指針に規定する建築物石綿含有建材調査等、一定の知見を有する者が実施するように努めること。 3.事前調査結果は書面でも発注者に提出すること。 4.事前調査結果を作業場に備え付け、提示すること。 5.工事開始前に事前調査結果を労働基準監督署へ報告すること。 6.本改修に伴う取扱方法は、ヘルシオとして行うこと。
47	その他	1.本工事に関連して実施される、県または関係団体の調査等に協力すること。 2.安全確保のため、施工場所ワリップ、くい丸かき方選定検査として実施できる事計すること。
48	仮設工事	1 監督員事務所 監督員事務所の規模 (・10㎡・20㎡・35㎡・65㎡・100㎡)程度 備 品 机、椅子、電話機、黒板、ゴム足靴、雨がけ、保護帽、安全帯、衣類ロッカー 請負人加入記録簿、冷暖房設備、消火設備等 図示による鉄板屋根、金網扉、板扉等の設計図を立案し、監督職員と協議すること。 ② 工事用水 ③ 工事用電力 ④ 仮設トイレ ⑤ シート養生 必要に応じて室内の鉄、天井、床等シートを養生すること。 溶接作業を行う場所については、防火シートを使用し、防火対策を講ずる。 足場を設ける場合には、「(手すり先行工法に関するガイドライン)によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業等について手すり、中さん及び幅木等の確保を有するものを設置すること。(2.2.4)内部足場 ※脚立、足場板等による 図面による(補足事項) 図面による(工事1'内)監督職員と協議の上、承認を得ること。 工事現場からの落下物・飛散物による危険防止は、万全網・養生シート・朝顔等によるものとし、請負者の責任において適宜設置すること。
49	2.3.1	
50	2.2.4	
51	2.2.4	

52	2.2.4	
53	2.2.4	
54	2.2.4	
55	2.2.4	
56	2.2.4	
57	2.2.4	
58	2.2.4	
59	2.2.4	
60	2.2.4	
61	2.2.4	
62	2.2.4	
63	2.2.4	
64	2.2.4	
65	2.2.4	
66	2.2.4	
67	2.2.4	
68	2.2.4	
69	2.2.4	
70	2.2.4	
71	2.2.4	
72	2.2.4	
73	2.2.4	
74	2.2.4	
75	2.2.4	
76	2.2.4	
77	2.2.4	
78	2.2.4	
79	2.2.4	
80	2.2.4	
81	2.2.4	
82	2.2.4	
83	2.2.4	
84	2.2.4	
85	2.2.4	
86	2.2.4	
87	2.2.4	
88	2.2.4	
89	2.2.4	
90	2.2.4	
91	2.2.4	
92	2.2.4	
93	2.2.4	
94	2.2.4	
95	2.2.4	
96	2.2.4	
97	2.2.4	
98		

③ 金 属 工 事	1 ステンレスの種類	種 類 ※ SUS 304 表面仕上げ ※ H 仕上げ ・ No. 2 B ・ 鏡面仕上げ (14.2.1)
	2 アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理	種 別 表面処理 施工箇所 ※ B B-1種 無着色 ・ B B-2種 電解着色(色) 外部建具 ・ C 種
	3 鉄鋼の亜鉛メッキ	(14.2.3) (表14.2.2)
		表面処理 種 別 施工箇所 溶融亜鉛メッキ ・ A種 ・ B種 ・ C種 電気亜鉛メッキ ・ D種 ・ E種 ・ F種
	④ 軽量鉄骨天井地下	野縁等の種類 屋内 ※ 19型 ・ 25型 屋外 ・ 19型 ※ 25型 (耐風仕様) (表14.4.1) 外部野縁受、吊りボルト、インサートの、端部からの設置位置 ※ 150以内 (14.4.3) 外部野縁の間隔 ※ 仕様表14.4.2による。 ※ 天井/吊り引っ張り試験 (14.4.4) 天井のふところ高が3mを超える場合の補注： スタッド、ランナーの種類 ・ 50型 ・ 65型 ・ 90型 ・ 100型 (表14.5.1) (14.6.2)
	5 軽量鉄骨壁地下	
	6 金属成型板張り	形 状 材 種 寸法(mm) 厚さ(mm) 表面処理 ・ スパンドレル形 ・ アルミニウム ※ B-1種 ・ パネル形 ・ B-2種(色)
	7 アルミニウム製笠木	笠木本体 ・ 250型 ・ 300型 ・ 350型 ・ 図示による (14.7.2) 表面処理 ※ A-1種または B-1種 ・ B-2種 ・ 外壁色合わせアクリル樹脂塗装
	8 エキスパンションジョイント	材 質 ※ ステンレス製既製品 ・ アルミ製既製品 性 能 ・ 耐火仕様 ・ 一般仕様
	9 天井廻縁 10 天井見切り縁 11 点検口 12 床排水ピット ⑮ パンチングメタル	材 質 ・ アルミニウム製 ※ 塩化ビニル製 材 質 ・ アルミニウム製 ・ 塩化ビニル製 天 井 材 質 ※ アルミ既製品 ・ 規格： ※ 450角 床 材 質 ※ アルミ既製品 ・ 規格： ※ 600角 材 質 ・ SUS304 受枠、フック枠はすべて塩ビ樹脂用溶接で付きます。日本ビツ又は同等品以上 材 質 ○ アルミニウム製 ・ スチール製

④ 左 官 工 事	1 モルタル塗り床	※ 仕様による (15.2.5)
	2 セルフレベリング材塗り	種 類 ・ せっこう系 ・ セメント系 (表15.4.1)
	3 仕上塗材仕上げ	施 工 箇 所 (表15.5.1)
		種 類 呼 び 名 仕 上 げ の 形 状 施 工 箇 所 ・ 備 考
		薄付け仕上塗材 ・ 外装薄塗材 S i ・ 砂壁状 ・ 砂ず肌状 ・ さざ波状 ・ 可とう形外装薄塗材 S i ・ 砂壁状 ・ 砂ず肌状 ・ さざ波状 ・ 外装薄塗材 E ・ 可とう形外装薄塗材 E ・ 防水形外装薄塗材 E ・ 砂ず肌状 ・ さざ波状 ・ 凹凸状 ・ 外装薄塗材 S ・ 砂壁状 ・ 内装薄塗材 C ・ 内装薄塗材 L ・ 内装薄塗材 S i ・ 内装薄塗材 E ・ 内装薄塗材 W
		厚付け仕上塗材 ・ 外装厚塗材 C ・ 外装厚塗材 S i ・ 外装厚塗材 E ・ 内装厚塗材 C ・ 内装厚塗材 L ・ 内装厚塗材 G ・ 内装厚塗材 S i ・ 内装厚塗材 E
		複層仕上塗材 ・ 複層塗材 C E ・ 凸部処理 ・ 凹凸模様 ・ 砂ず肌状 ・ 可とう形複層塗材 C E ・ 凸部処理 ・ 凹凸模様 ・ 砂ず肌状 ・ 複層塗材 S i ・ 凸部処理 ・ 凹凸模様 ・ 砂ず肌状 ・ 複層塗材 E ・ 凸部処理 ・ 凹凸模様 ・ 砂ず肌状 ・ 複層塗材 R E ・ 凸部処理 ・ 凹凸模様 ・ 砂ず肌状 ・ 複層塗材 R S ・ 凸部処理 ・ 凹凸模様 ・ 砂ず肌状 ・ 防水形複層塗材 C E ・ 凸部処理 ・ 凹凸模様 ・ 砂ず肌状 ・ 防水形複層塗材 E ・ 凸部処理 ・ 凹凸模様 ・ 砂ず肌状 ・ 防水形複層塗材 R S ・ 凸部処理 ・ 凹凸模様 ・ 砂ず肌状 ・ 防水形複層塗材 R E ・ 凸部処理 ・ 凹凸模様 ・ 砂ず肌状
		軽量骨材仕上塗材 ・ 吹付用軽量塗材 ・ 砂壁状 ・ こて塗用軽量塗材 ・ 平たん状
	④ ロックウール吹付	○ソケット打放し保護工法 ○吹付工法 参考メーカー：エケー化研 住友化学工業 (15.7.3)

⑤ 塗 装 工 事	① 素地ごしらえ	木部 ※ A種 (透明塗料の場合はB種) ・ B種 (18.2.2) (表18.2.1) 鉄面 (鉄骨工事は除く) ・ A種 ・ B種 ※ C種 (18.2.3) (表18.2.2) 亜鉛メッキ面 ・ A種 ・ B種 ・ C種 (18.2.4) (表18.2.3) モルタル・ プラスター面 ・ A種 ※ B種 (18.2.5) (表18.2.4) コンクリート・ ALCパネル面 ・ A種 ※ B種 (18.2.6) (表18.2.5) コンクリート・ 押出成形セメント板面 ・ A種 ・ B種 (18.2.6) (表18.2.6) せっこうボード面 ・ A種 ※ B種 (表18.2.7) (継目処理工法の場合はA種)
	② 下地調整	[7.2.2~7] [表7.2.1~7]
		下地面の種類 下地調整の種類 備 考 木部 ・ R A種 ※ R B種 鉄鋼面 ・ R A種 ※ R B種 亜鉛めっき面 ・ R A種 ※ R B種 亜鉛めっき面 (鋼製建具) ※ R B種 ・ R C種 モルタル、 プラスター面 ・ R A種 ※ R B種 コンクリート、 ALCパネル面 ・ R A種 ※ R B種 せっこうボード、 その他ボード面 ・ R A種 ※ R B種
	③ 錆止め塗料塗り	既存モルタル下地面等のひび割れ部の補修 ※行わない ・ 行う (補修範囲及び補修方法は図示) 塗料種別 亜鉛メッキ面 ※ A種 (EP-Gの場合はC種) ・ B種 (表18.3.2) グリーン購入法に基づく無鉛型錆止め塗装を採用しようとする場合は、事前に監督職員の承認を得ること。 錆止め塗料塗り 鉄 面 ※ 見掛けA種、見隠れB種 亜鉛メッキ面 ※ 鋼製建具A種、その他C種 C種に用いる錆止め塗料種別はB種とする。
	④ 一般塗料	合成樹脂調合ペイント (SOP) 仕様による (18.4.2~5) クリヤラッカー塗 (CL) 仕様による (18.5.2) アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り (NAD) 仕様による (18.6.2) 耐油性塗料塗り (DP) 1種 鉄面 上塗りの等級： 1種 (18.7.2) 亜鉛メッキ面 上塗りの等級： 1種 (18.7.3) コンクリート面、 押出成形セメント板面 ・ A種 ・ B種 ・ C種 (18.7.4) つや有合成樹脂エマルションペイント塗り (EP-G) 仕様による (18.8.2~5) 合成樹脂エマルションペイント塗り (EP) 仕様による (18.9.2) 合成樹脂エマルション機株塗料塗り (EP-T) 仕様による (18.10.2) ウレタン樹脂フニス塗り (UC) 仕様による (18.11.2) オイルステイン塗り (OS) 仕様による (18.12.2) 木材保護塗料塗り (WP) 仕様による (18.13.2) マステック塗料塗り ・ A種 ・ B種 (18.14.2) JIS規格品 セラミック系耐火被覆材 参考メーカー：エスケー化研 セラタिका2号 (屋外仕様) 又は同等品以上
	⑤ 特殊塗料	

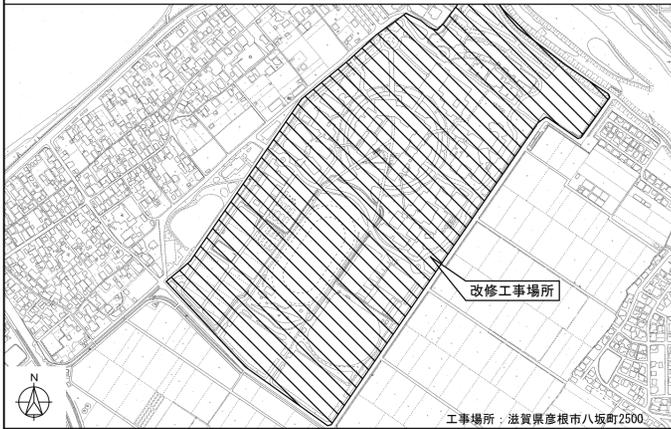
⑥ 撤 去 工 事	① 取り壊しの記録	○ 産業廃棄物及び産業廃棄物以外の廃棄物は、搬出簿を作成し、産業廃棄物管理票(特721)のA票、B票、D票、E票の写しを添えて工事関係車両の出入り通過については危険防止に努めると共に、出入口及び必要箇所必ず安全監視員を配置すること。 ○ 産業廃棄物及び産業廃棄物以外の廃棄物は、搬出簿を作成し、産業廃棄物管理票(特721)のA票、B票、D票、E票の写しを添えて提出する。 ○ 工事写真等は取り壊し前、取り壊し中、取り壊し後を撮影する。
	② 関係法令の遵守	○ 受注者は、工事に伴う、道路占用許可、公害(騒音・粉塵)対策等に係る関係法令に照らし合わせ必要な手続きを行い、工事施工のこと。 ○ 工事着手に先立ち、建築基準法第15条第1項の規定による建築物除去届及び建築法(7)の届け、及び工事に関する一切の届出を所轄官庁に提出する事。 ○ 工事施工中、周辺道路、工作物、農地には工事による支障をきたさぬよう十分に配慮すること。又、事前事後の調査(写真撮影)を行い、不備があった場合は、確実に復旧すること。 ○ 工事施工中、敷地内外の清掃、除草等、環境美化に努力すること。 ○ 工事施工中、現場より発生する建設産業廃棄物は関係法規を遵守し、適正処理を行うこと。
	③ 緊急時の対策	○ 緊急時の連絡体制票は必ず現場事務所に設置し監督職員に提出すること ○ 下記の緊急時施工体制票を提出し、対策について監督職員の承認を得ること。 自然災害(荒天時) ・ 掘削面の崩壊・足場、仮囲いの倒壊 自然災害(地震時) ・ 火災、燃料の流出、掘削面の崩壊、足場からの転落 事故(運搬事故) ・ 人身事故、車両事故、廃棄物の飛散・流出 事故(作業事故) ・ 車両どうしの接触、重機の転倒、巻き込まれ、掘削面の崩壊、転落 事故(施設事故) ・ 停電、電線・電話線の切断、解体建物の崩壊 その他異常時(周辺環境事故) ・ 現場周辺への廃棄物漏洩
	④ 騒音振動の防止	○ 低騒音型、低振動型建設機械指定要項に基づき、指定された建設機械を使用する。
	⑤ その他の注意事項	○ 特別管理廃棄物及び特殊な建設副産物について、調査を行い適正に処理すること ○ 溶断等火気を使用する場合は、火の粉塵が飛散しないよう対策を講じるとともに、火気を使用する付近に消火器を準備する。 ○ 工事現場の整理整頓を行い、事故、有害物の漏洩のない現場整理を行うこと ○ 解体材を敷地内において焼却したり埋設することは一切認めない。また、引当は破片を残さないよう、特に注意すること ・ 既設建築部分で、本工事に影響のある部分はすべて解体撤去処分とする。見切りは原則として、すべて「作付」がけ切りによるものとする。 ○ 解体に伴う仮囲い、養生等は、受注者の責任において騒音、粉塵が発生しないよう十分に配慮すること。 ・ 解体建物(解体する建物内外にある物品、機器類すべてを含む)は特記なき限り、地盤面下も含め分別解体撤去すること。(地盤面下は捨てコンクリートを含むものとし、根切り土は埋戻しとする。) ・ 解体処分後の廃材投棄場所等については請負人において選定し、事前に監督員に報告すると共に産業廃棄物処理法に基づき契約を締結のこと。 ○ 工事実施にあたっては、風向き等に留意し近隣に迷惑を及ぼさぬ様配慮し、必要時は監督員と協議の上工事の一時中止の措置を行うこと。 ○ 解体作業により万一近隣建物及び工作物に損傷を与えたり、その構造機能を低下させた場合は、請負人の責任において復旧に復旧すること。また、搬入出時に道路等に損傷を与えたり、汚した場合も請負人の責任において復旧に復旧すること。 ○ 工事中は適時散水を行い、粉塵の飛散を極力防止すること。 ○ 解体に先立ち、図示部分以外についても建材等のアスベスト含有の有無を確認し、含有する建材等があった場合は監督員に直ちに報告し、その処理方法について協議すること。 ○ アスベスト成形板については、関係法令等に基づき専門業者が所定の方法で解体撤去し、適切に処分すること。
	⑥ 石綿含有建材の事前調査	○ 大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、その他石綿処理に関する諸法令等に基づき実施すること。 ○ 石綿の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に規定する建築物石綿含有建材調査者等、一定の知見を有する者が実施するよう求めること。 ○ 事前調査結果は書面で発注者に説明すること。 ○ 事前調査結果を作業場に備え付け、掲示すること。

訂正事項	
------	--

① 素地ごしらえ	木部 ※ A種 (透明塗料の場合はB種) ・ B種 (18.2.2) (表18.2.1) 鉄面 (鉄骨工事は除く) ・ A種 ・ B種 ※ C種 (18.2.3) (表18.2.2) 亜鉛メッキ面 ・ A種 ・ B種 ・ C種 (18.2.4) (表18.2.3) モルタル・ プラスター面 ・ A種 ※ B種 (18.2.5) (表18.2.4) コンクリート・ ALCパネル面 ・ A種 ※ B種 (18.2.6) (表18.2.5) コンクリート・ 押出成形セメント板面 ・ A種 ・ B種 (18.2.6) (表18.2.6) せっこうボード面 ・ A種 ※ B種 (表18.2.7) (継目処理工法の場合はA種)
② 下地調整	[7.2.2~7] [表7.2.1~7]
③ 錆止め塗料塗り	既存モルタル下地面等のひび割れ部の補修 ※行わない ・ 行う (補修範囲及び補修方法は図示) 塗料種別 亜鉛メッキ面 ※ A種 (EP-Gの場合はC種) ・ B種 (表18.3.2) グリーン購入法に基づく無鉛型錆止め塗装を採用しようとする場合は、事前に監督職員の承認を得ること。 錆止め塗料塗り 鉄 面 ※ 見掛けA種、見隠れB種 亜鉛メッキ面 ※ 鋼製建具A種、その他C種 C種に用いる錆止め塗料種別はB種とする。
④ 一般塗料	合成樹脂調合ペイント (SOP) 仕様による (18.4.2~5) クリヤラッカー塗 (CL) 仕様による (18.5.2) アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り (NAD) 仕様による (18.6.2) 耐油性塗料塗り (DP) 1種 鉄面 上塗りの等級： 1種 (18.7.2) 亜鉛メッキ面 上塗りの等級： 1種 (18.7.3) コンクリート面、 押出成形セメント板面 ・ A種 ・ B種 ・ C種 (18.7.4) つや有合成樹脂エマルションペイント塗り (EP-G) 仕様による (18.8.2~5) 合成樹脂エマルションペイント塗り (EP) 仕様による (18.9.2) 合成樹脂エマルション機株塗料塗り (EP-T) 仕様による (18.10.2) ウレタン樹脂フニス塗り (UC) 仕様による (18.11.2) オイルステイン塗り (OS) 仕様による (18.12.2) 木材保護塗料塗り (WP) 仕様による (18.13.2) マステック塗料塗り ・ A種 ・ B種 (18.14.2) JIS規格品 セラミック系耐火被覆材 参考メーカー：エスケー化研 セラタिका2号 (屋外仕様) 又は同等品以上
⑤ 特殊塗料	

株式会社 水原建築設計事務所 一級建築士事務所 滋賀県知事登録 第643号 一級建築士登録 第19285号 北 村 通 彦根市長曾根南町443番地 TEL 0749-22-1679		滋賀県立大学工学部屋外廊下耐火被覆改修工事 DRAWN BY CHECKED BY SUBMITTED BY DATE SCALE A1 - A3 -		建築改修工事特記仕様書(2)	SHEET NO. A-02
---	--	--	--	----------------	-------------------

■ 付近見取図



改修工事場所

工事場所：滋賀県彦根市八坂町2500

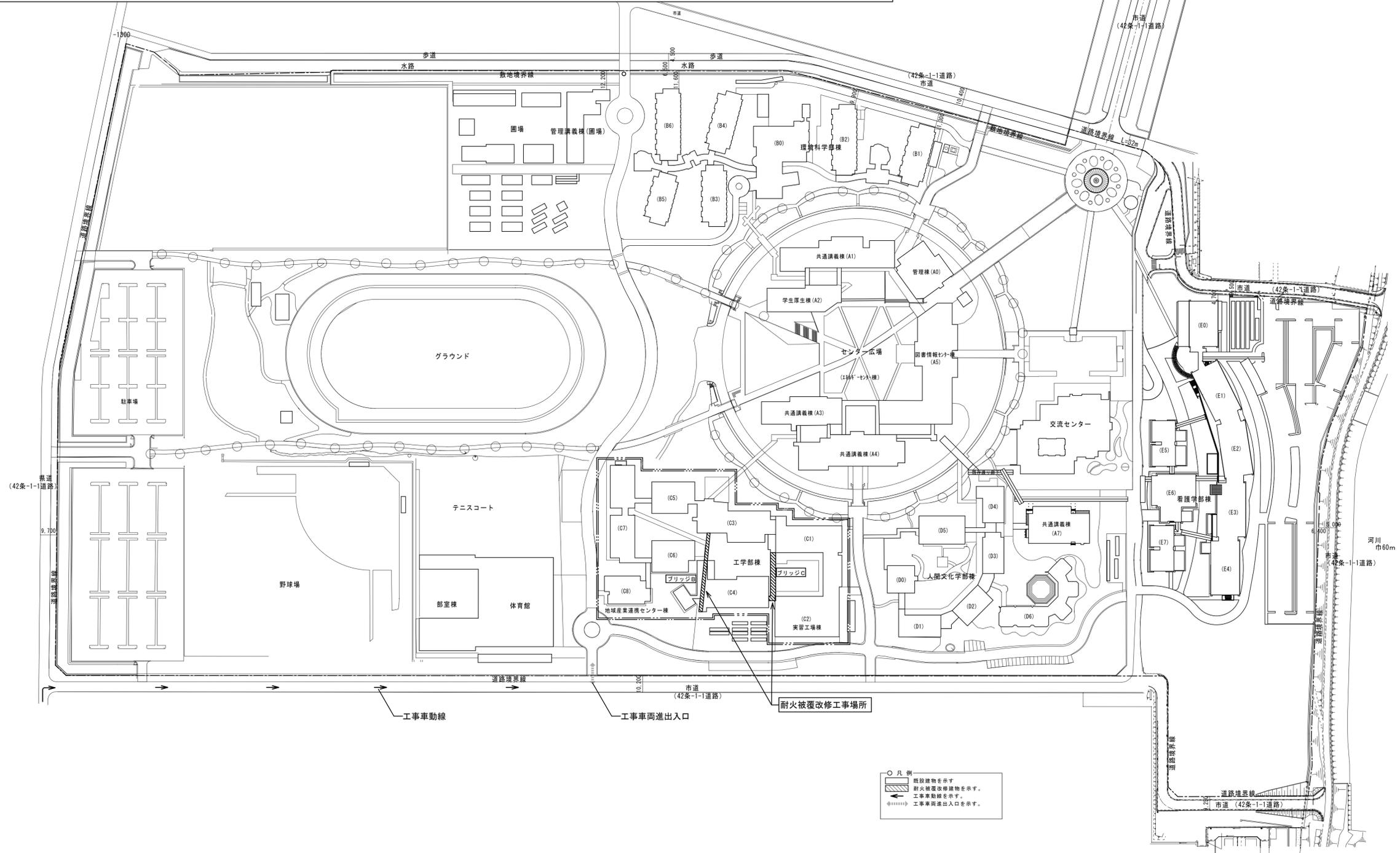
■ 工事概要

- ・工学部屋外廊下：既設柱 耐火被覆材劣化部を撤去の上、耐火被覆材吹付け改修を行う。

■ 特記事項

- ・本工事は建物を使用しながらの工事のため、実施工程及び仮設計画の作成にあたり、大学行事を十分把握し、運営に支障をきたさないよう大学関係者と十分に協議を行うこと。
- ・工事工程表、仮設計画については、施工者の責任において計画案を立案し、関係者との協議を十分行い、監督職員の承諾を得ること。
- ・安全確保のため、施工場所ブリッジB、Cのいずれか一方は避難通路として確保できる工事計画とする。
- ・工事着手前に監督職員、施設管理者と工法、安全対策、作業時間等十分協議した上で着手すること。騒音、振動を伴う作業は原則土曜日又は日曜日とする。
- ・作業可能時間は午前9時00分から午後5時30分までとする。
- ・大型車両が搬入する場合は、事前に大学関係者の承認を得ると共に、交通誘導員を適切に配置すること。
- ・工事の施工範囲、施工方法について、施設管理者に十分説明を行うこと。特に、騒音、粉塵の低減については十分配慮した工法とすること。
- ・工事の資材搬入通路は、必要に応じて敷き鉄板等で養生を行い、利用後は毎日清掃を行うこと。
- ・既設取り合い部においては、既設建物寸法など図示あるも、事前調査を十分に行い、納まりなど監督職員との協議の上施工を行うこと。
- ・本改修工事に伴い、既設配管・既設設備機器など十分配慮し、損傷を与えないよう注意すること。なお損傷を与えた場合は、施工者の責任において速やかに現状復旧すること。
- ・学生や施設関係者の安全を確保した足場設置を行うこと。足場設置にあたり、資機材等の落下防止措置を講ずること。

■ 配置図 S=1/1400



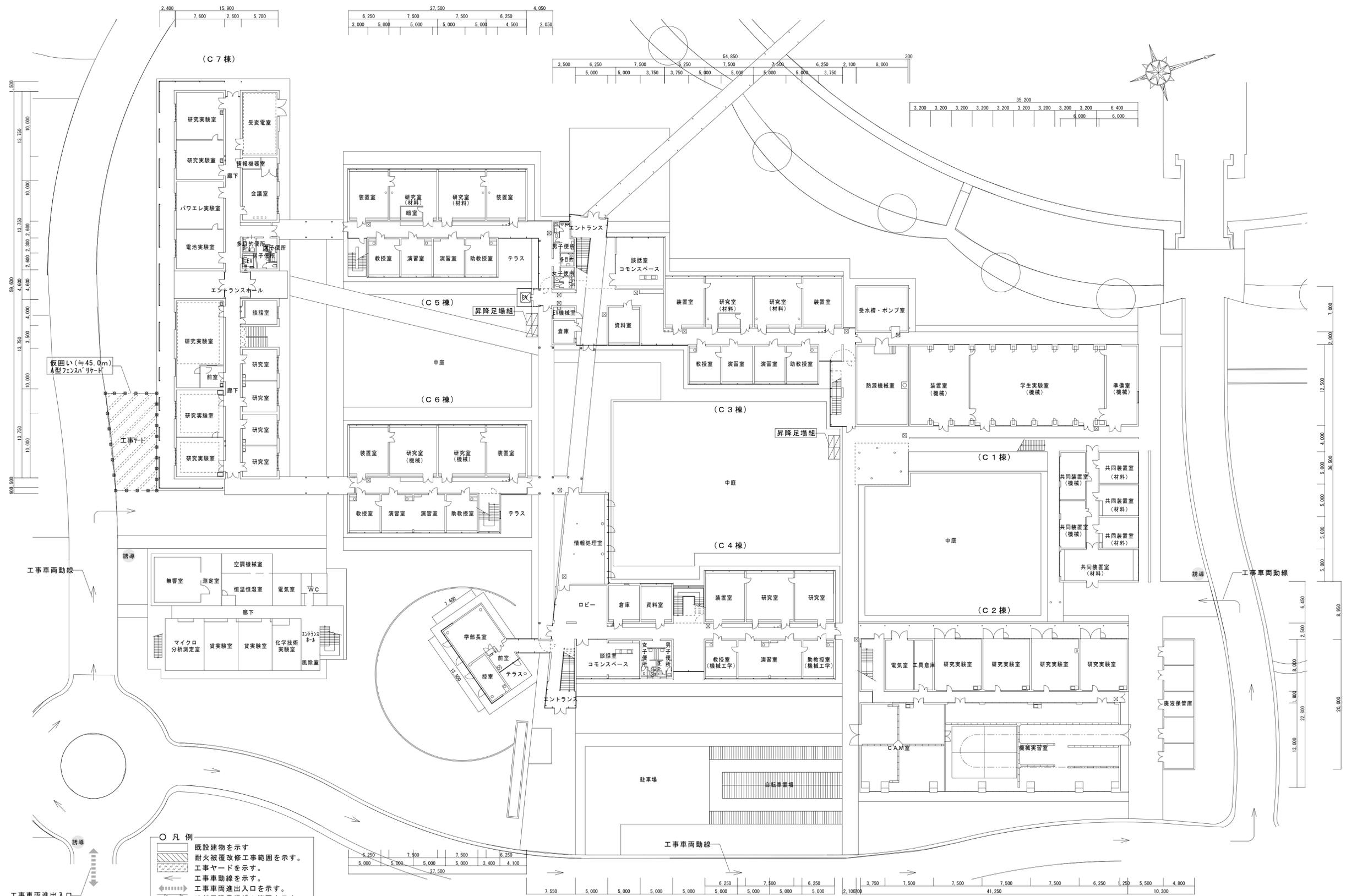
訂正事項	

株式会社 水原建築設計事務所
 一級建築士事務所 滋賀県知事登録 第63号
 一級建築士登録 第219285号 北村 通
 彦根市長曾根南町4-4-8 番地 TEL 0749-22-1679

滋賀県立大学工学部屋外廊下耐火被覆改修工事

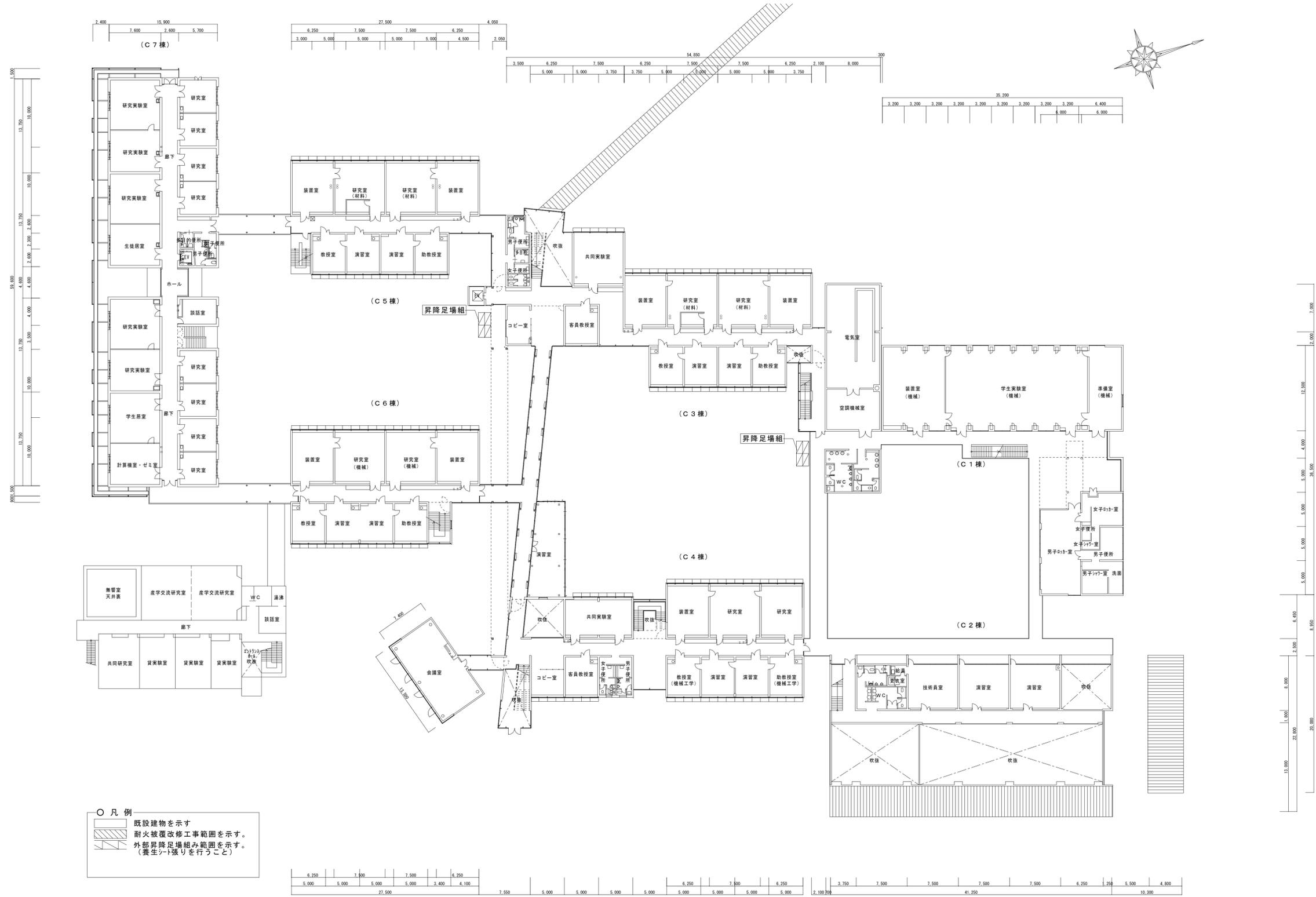
DRAWN BY	CHECKED BY	SUBMITTED BY	DATE	SCALE
				1/1400 (A1) 1/2800 (A3)

付近見取図、配置図、工事概要		SHEET NO.
		A-03



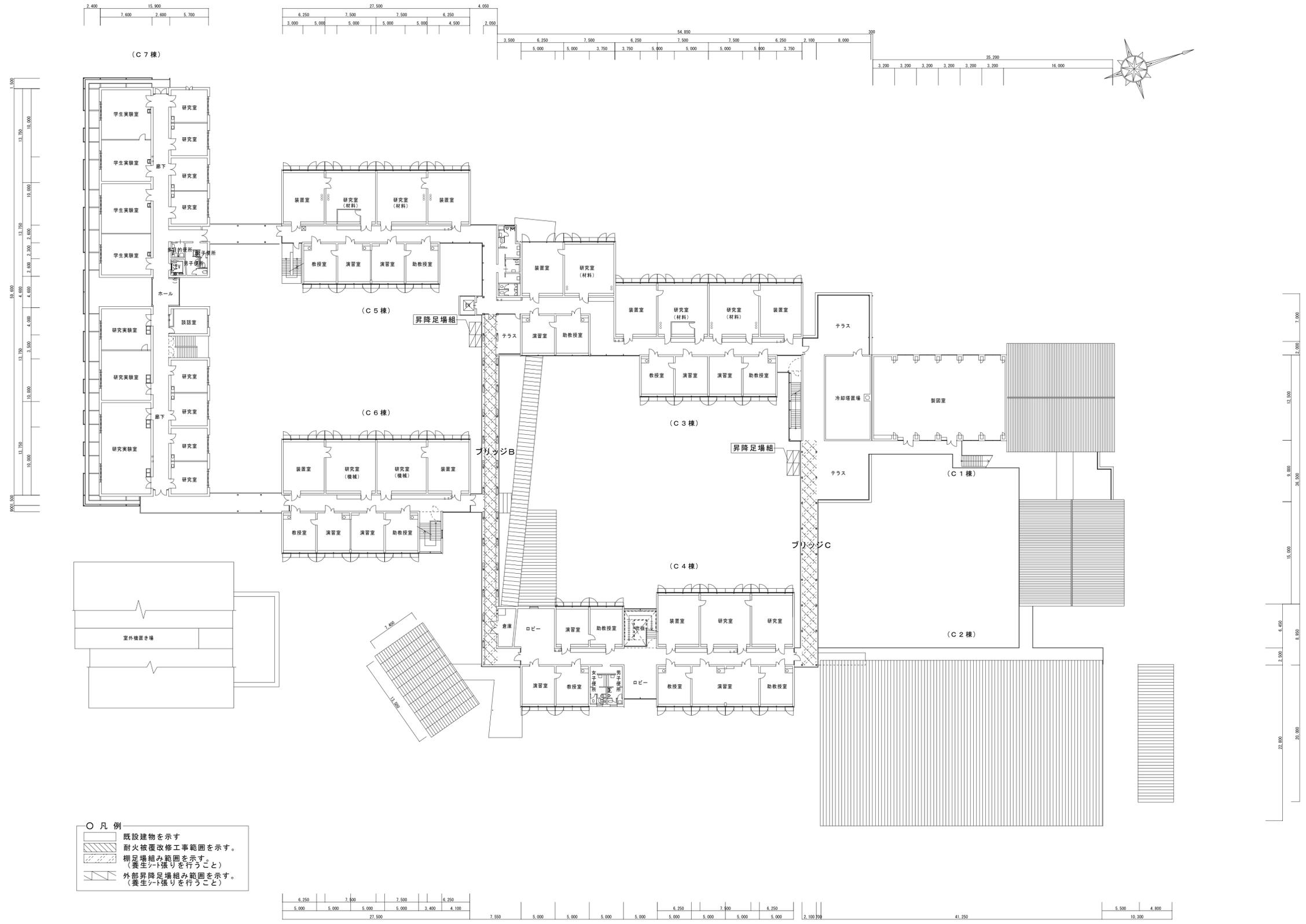
- 凡例
- 既設建物を示す
 - 耐火被覆改修工事範囲を示す。
 - 工事ヤードを示す。
 - 工事車動線を示す。
 - 工事車両進出入口を示す。
 - 外部昇降足場組み範囲を示す。(養生シート張りを行うこと)
 - 仮囲い範囲を示す(≒45m)(A型フェンスハリケード)
 - 交通誘導員を示す。(5名程度)

現状 1 階平面図 S=1/300



現状2階平面図 S=1/300

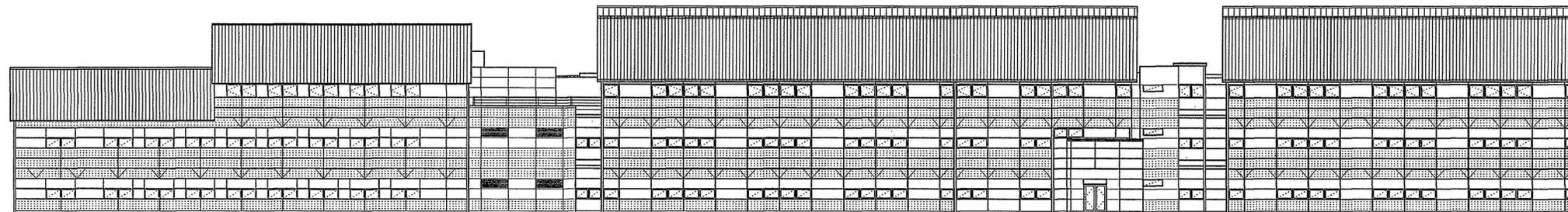
訂正事項	株式会社 水原建築設計事務所				滋賀県立大学工学部屋外廊下耐火被覆改修工事				現状2階平面図		SHEET NO.
	一級建築士事務所 滋賀県知事登録 第63号 北村 通				彦根市長曾根南町4-4-8 番地 TEL 0749-22-1679						A-05
	DRAWN BY	CHECKED BY	SUBMITTED BY	DATE	SCALE	1/300 (A1) 1/600 (A3)					



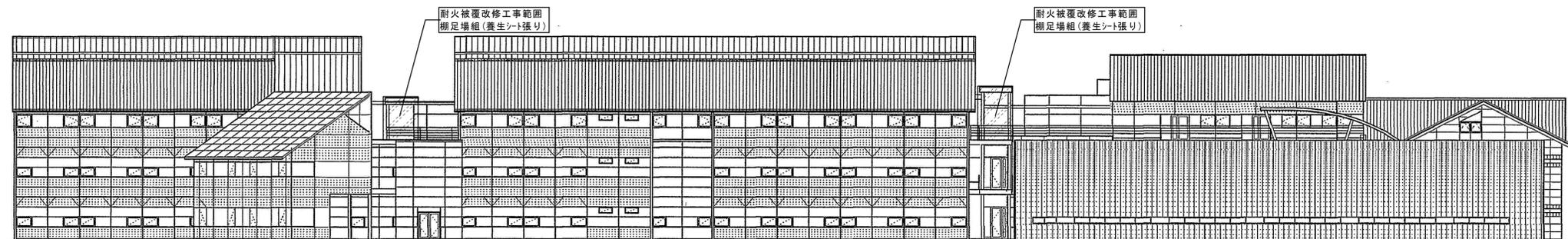
- 凡例
- 既設建物を示す
 - ▨ 耐火被覆改修工事範囲を示す。
 - ▨ 橋足場組み範囲を示す。
(養生シート張りを行うこと)
 - ▨ 外部昇降足場組み範囲を示す。
(養生シート張りを行うこと)

現状3階平面図 S=1/300

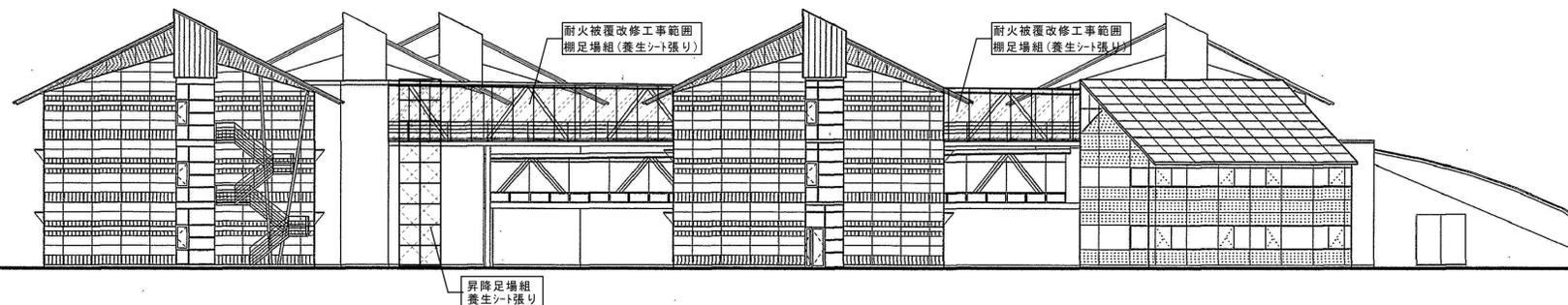
訂正事項	株式会社 水原建築設計事務所 一級建築士事務所 滋賀県知事登録 第63号 一級建築士登録 第219285号 北村 通 彦根市長曾根南町4-4-8 番地 TEL 0749-22-1679				滋賀県立大学工学部屋外廊下耐火被覆改修工事				現状3階平面図		SHEET NO.
	DRAWN BY	CHECKED BY	SUBMITTED BY	DATE	SCALE	1/300 (A1) 1/600 (A3)			A-06		



西立面図



東立面図



南立面図

訂正事項

株式会社 水原建築設計事務所
 一級建築士事務所 滋賀県知事登録 第63号
 一級建築士登録 第219285号 北村 通
 彦根市長曾根南町4-4-3 番地 TEL 0749-22-1679

滋賀県立大学工学部屋外廊下耐火被覆改修工事

DRAWN BY CHECKED BY SUBMITTED BY

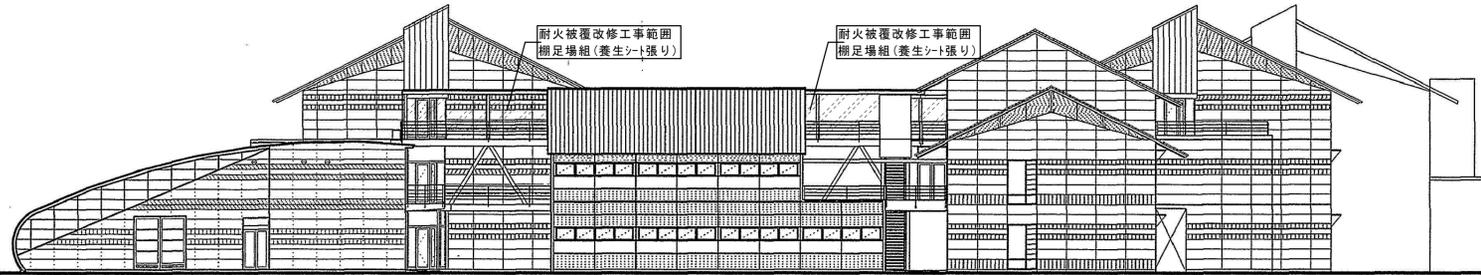
現状立面図 1

DATE

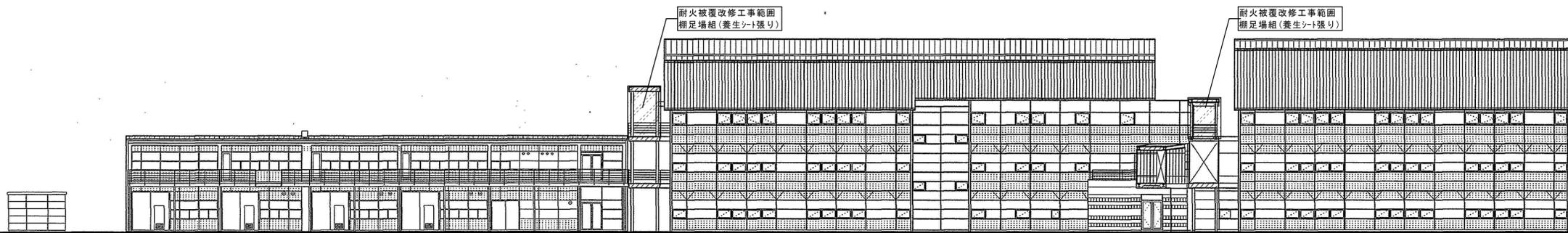
SCALE 1/300 (A1)
1/600 (A3)

SHEET NO.

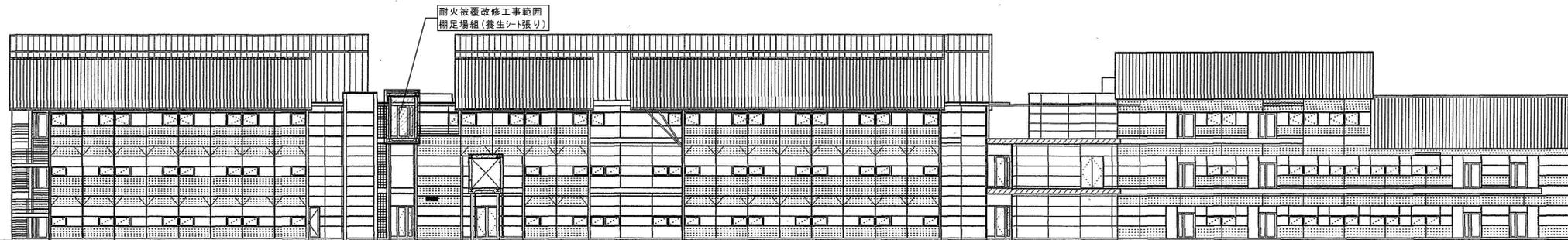
A-07



北立面図



中庭側 西立面図



中庭側 東立面図

訂正事項

株式会社 水原建築設計事務所
 一級建築士事務所 滋賀県知事登録 第63号
 一級建築士登録 第219285号 北村 通
 彦根市長曾根南町4-4-3 番地 TEL 0749-22-1679

滋賀県立大学工学部屋外廊下耐火被覆改修工事

DRAWN BY CHECKED BY SUBMITTED BY

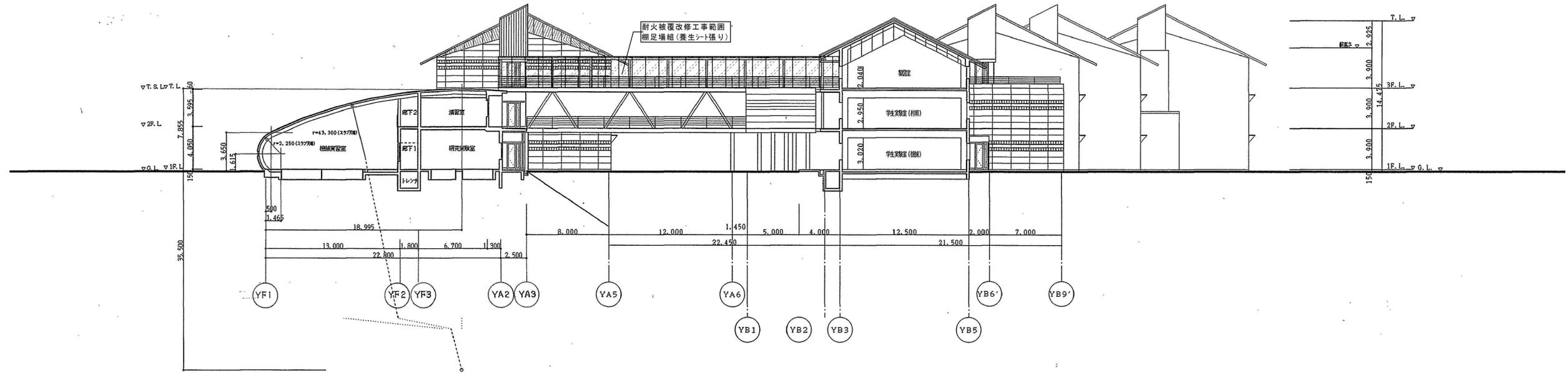
現状立面図2

DATE

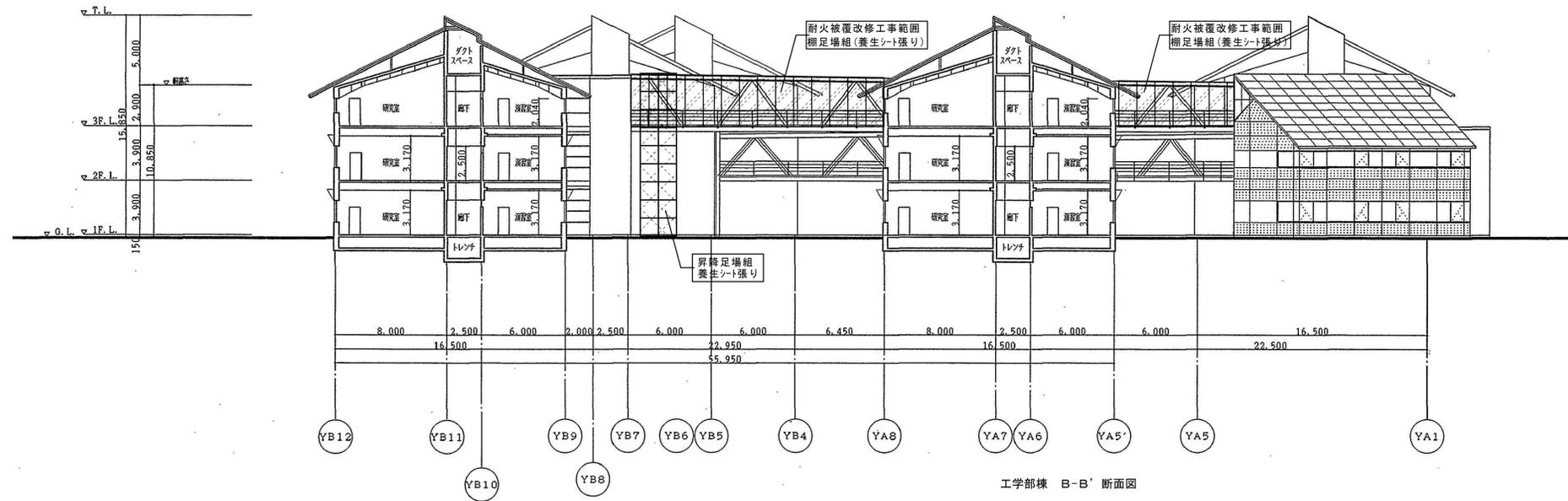
SCALE 1/300 (A1)
 1/600 (A3)

SHEET NO.

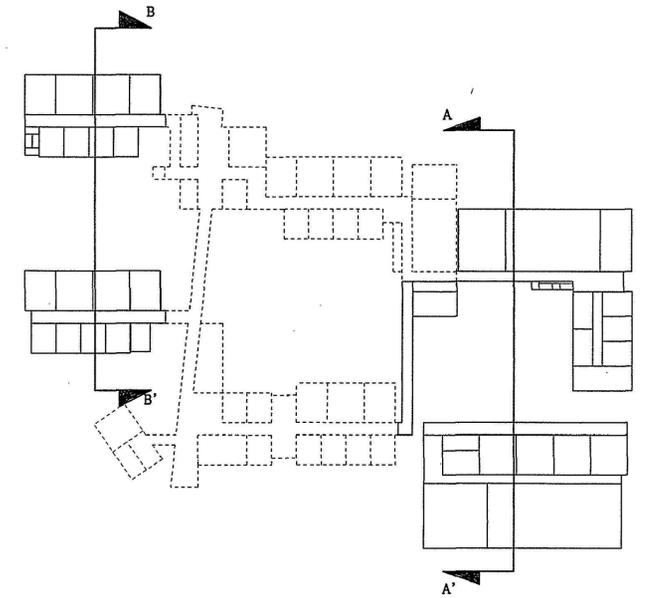
A-08



工学部棟 A-A' 断面図



工学部棟 B-B' 断面図



訂正事項	

株式会社 水原建築設計事務所
 一級建築士事務所 滋賀県知事登録 第63号
 一級建築士登録 第219285号 北村 通
 彦根市長曾根南町4-4-8 番地 TEL 0749-22-1679

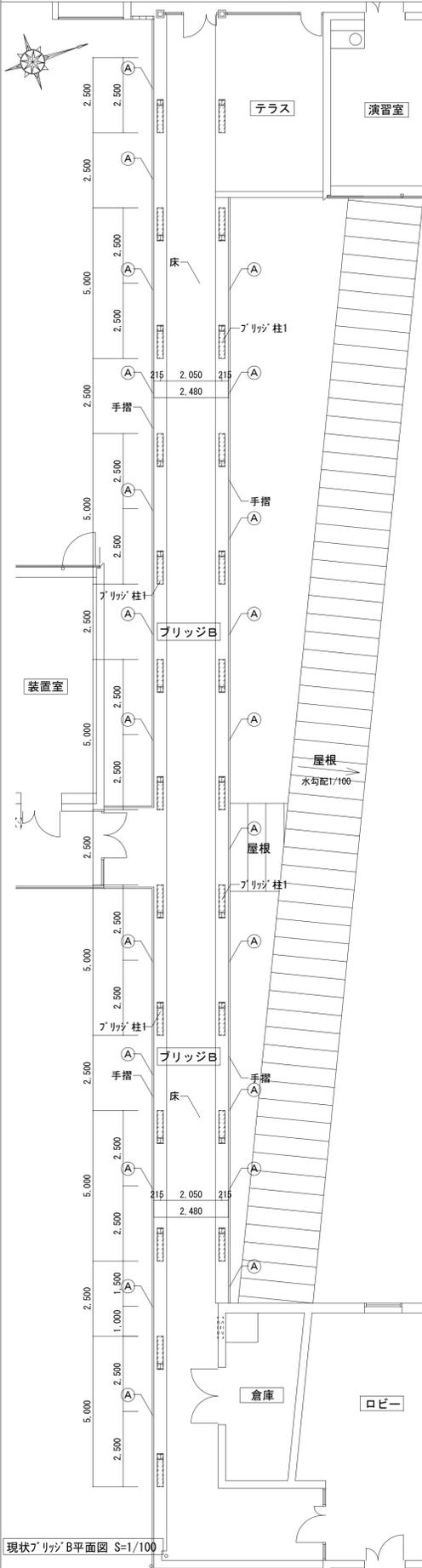
滋賀県立大学工学部屋外廊下耐火被覆改修工事

DRAWN BY	CHECKED BY	SUBMITTED BY	DATE	SCALE 1/300 (A1) 1/600 (A3)
----------	------------	--------------	------	--------------------------------

現状断面図

SHEET NO.	A-09
-----------	------

■ 現状ブリッジB 平面図 S=1/100

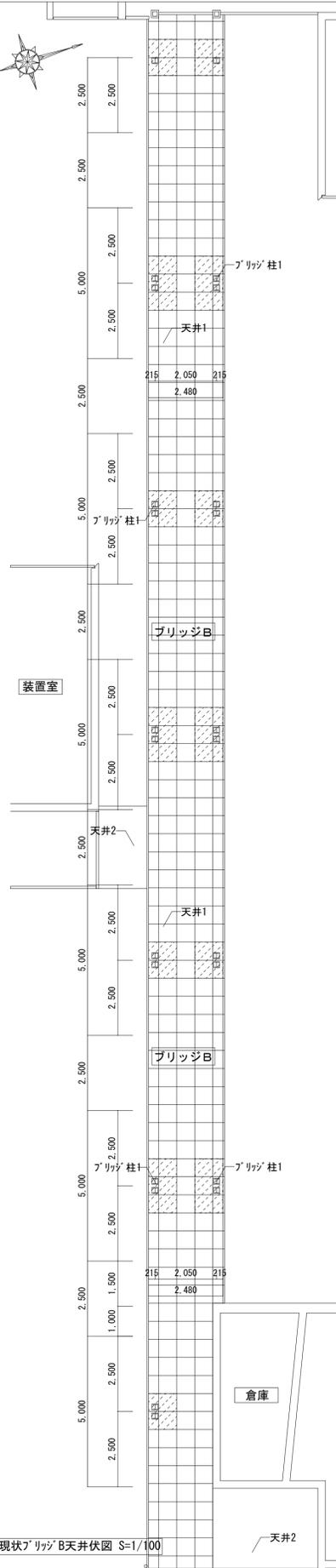


○ 凡例

- 床 塗布防水の上 顔料入りカラー珪藻土厚190 伸縮目地入り
- 手摺 手摺34φ×2.3 溶融垂鉛めし処理の上 樹脂樹脂めし塗り
- 手摺子 FB-50×6 溶融垂鉛めし処理の上 樹脂樹脂めし塗り
- フシヨウグ リンパ - 片ストップ 付きワイヤ-5φ 【取外し】
- 巾木 7φ製パネリングめし加工取付 【取外し】
- ブリッジ柱1 柱H=1000以下
- 5x下地(力骨9φ丸鋼)+セラミック耐火被覆材 厚20塗り
- +下地調整の上めし塗り
- 柱H=1000以上
- 5x下地(力骨9φ丸鋼)+セラミック耐火被覆材 厚20塗り 【撤去処分】
- +下地調整の上AEP塗装 【撤去処分】
- 屋根 パーライトモルタル下地+7φ製パネリング 22Kg/m³
- +発砲ポリスチレンシート 厚4.0張り+ステンレス製溶接工法 厚0.4置き

- 解体撤去範囲
- 柱H=1000以上 耐火被覆材撤去処分範囲を示す。仕上げ下地共撤去処分
 - 既設手摺ワイヤ-5φ+7φ製パネリングめし巾木 取外し箇所を示す。

■ 現状ブリッジB 天井伏図 S=1/100

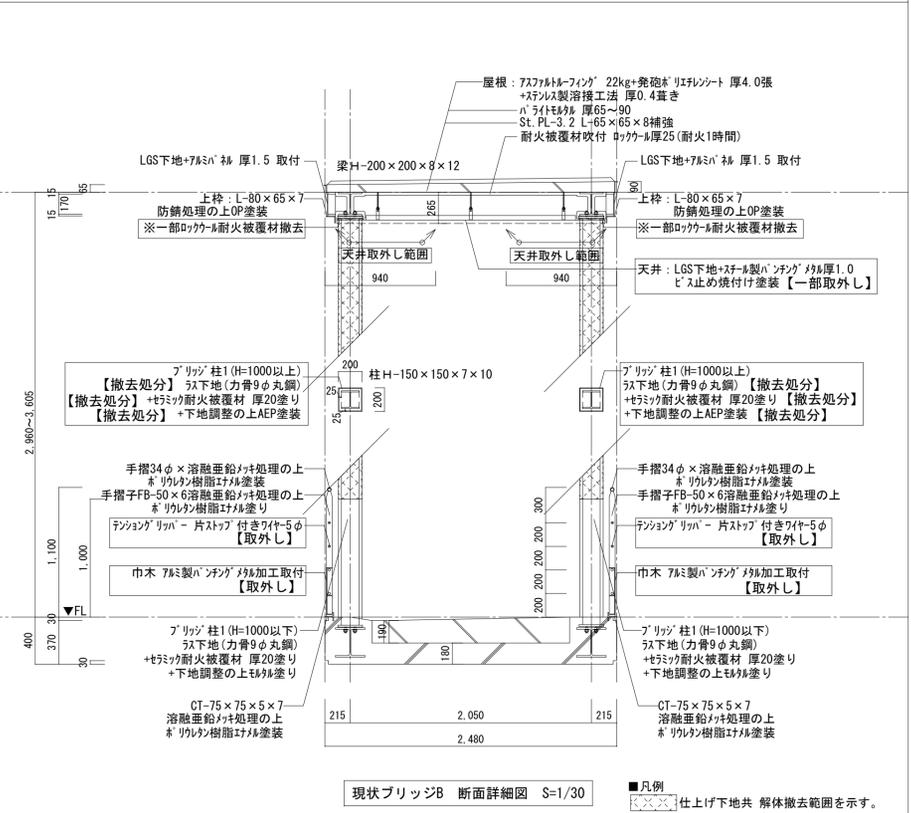


○ 凡例

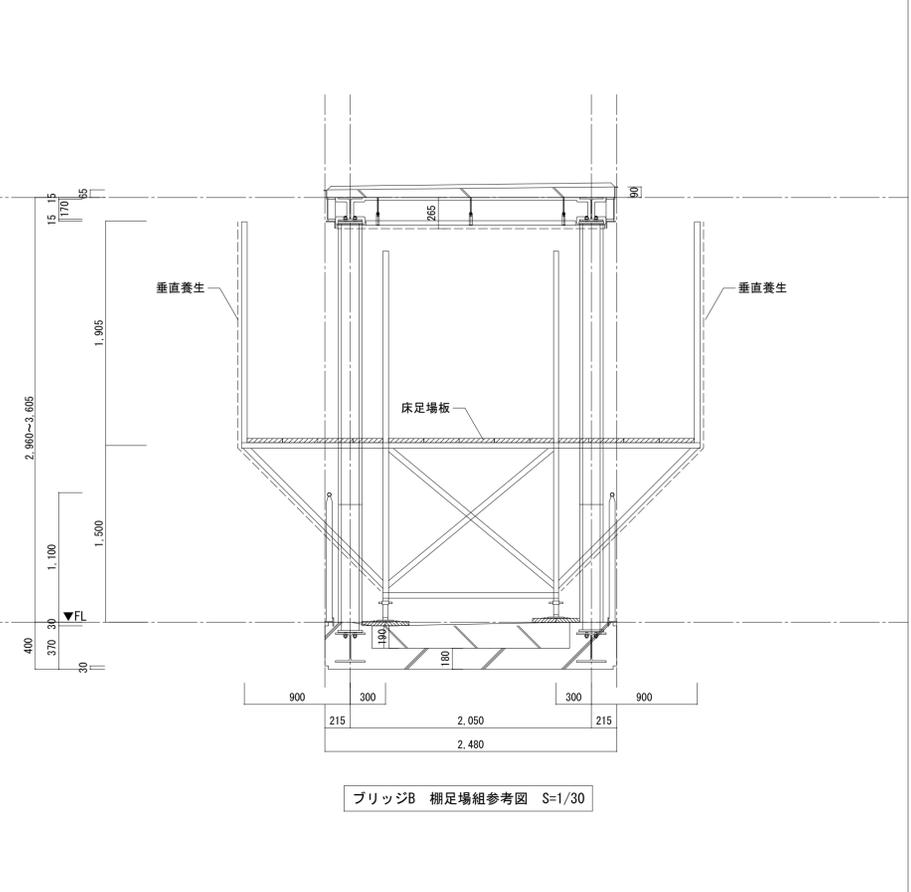
- 天井1 LGS下地+7φ製パネリングめし厚1.0 ビ止め焼付塗装【一部取外し】
- 天井2 コンクリート打ち放し
- ブリッジ柱1 柱H=1000以下
- 5x下地(力骨9φ丸鋼)+セラミック耐火被覆材 厚20塗り
- +下地調整の上めし塗り
- 柱H=1000以上
- 5x下地(力骨9φ丸鋼)+セラミック耐火被覆材 厚20塗り 【撤去処分】
- +下地調整の上AEP塗装 【撤去処分】

- 解体撤去範囲
- 7φ製パネリングめし ビ止め 取外し範囲を示す。 【取外し】
 - ※柱鉄骨梁取付部：耐火被覆材 ロックール厚25取付一部撤去処分を行う。

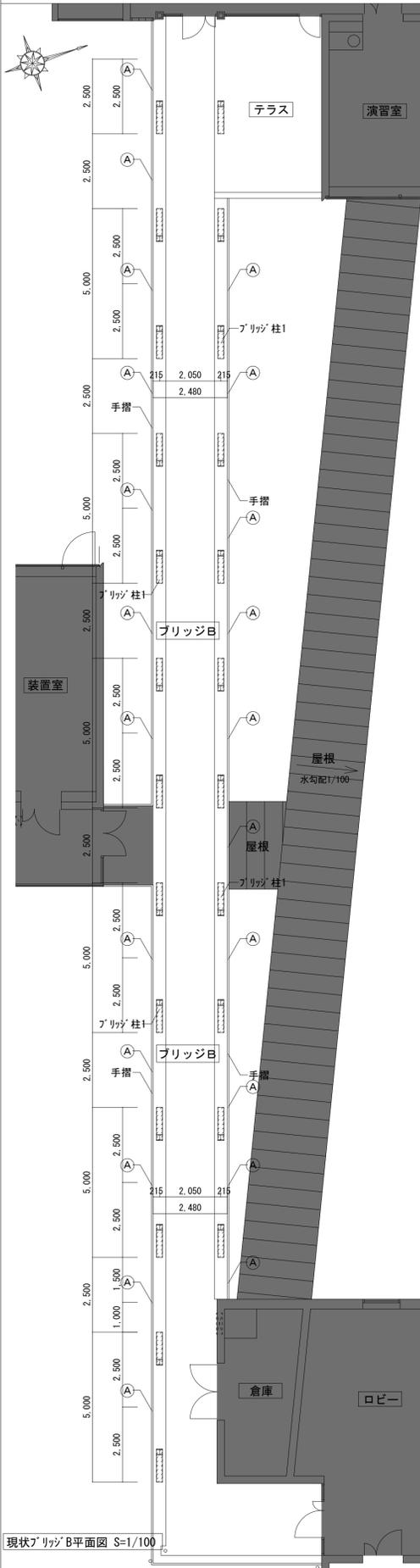
■ 現状ブリッジB 断面詳細図 S=1/30



■ ブリッジB 欄足場組参考図 S=1/30



■ 改修ブリッジB 平面図 S=1/100



現状ブリッジB平面図 S=1/100

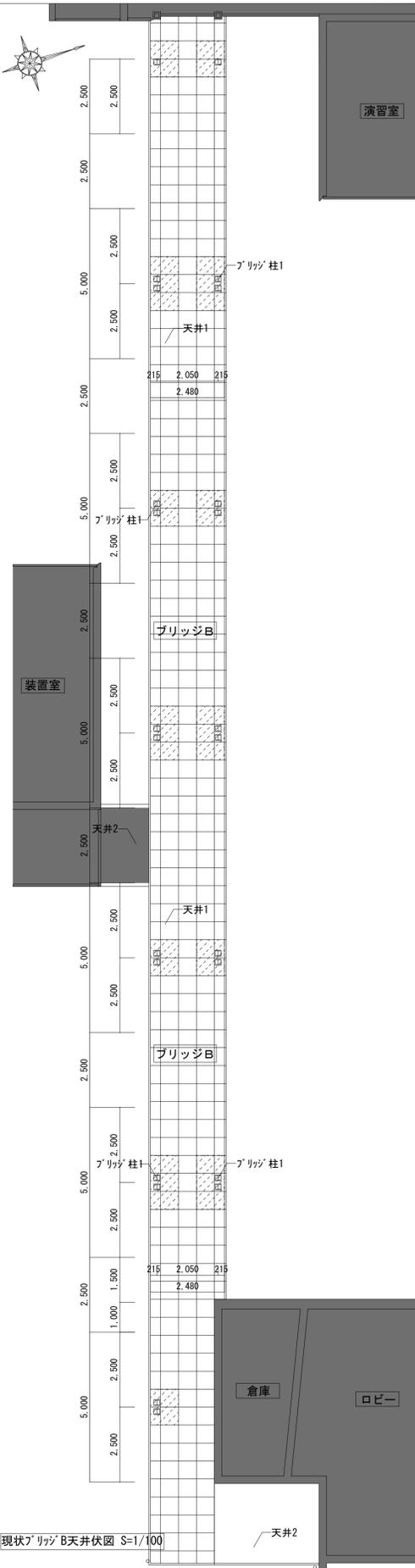
○ 凡例

- 手摺 手摺34φ×2.3 溶融亜鉛メッキ処理の上キリシヤ樹脂塗装
- 手摺子 FB-50×6 溶融亜鉛メッキ処理の上キリシヤ樹脂塗装
- フィンジョグ リバ - 片スタブ 付きワイヤ-5φ 【再取付】
- 巾木 7ö製ハチンク 材加工取付 【再取付】
- ブリッジ柱1 柱H=1000以下 【現状のまま】
- 柱H=1000以上
- 既設鉄骨下地素地ごしらえの上 錆止め塗装 【新設】
- +下地(カ骨9φ丸鋼)+セラミック耐火被覆材 厚20塗り【新設】
- +下地調整の上 超低汚染・高耐久NAD型特殊キリシヤ樹脂塗料 【新設】
- 現状のままを示す。

○ 改修範囲

- 柱H=1000以上
- 耐火被覆材撤去処分範囲を示す。仕上下地共新設
- 既設手摺ワイヤ-5φ+7ö製ハチンク 材巾木 再取付箇所を示す。

■ 改修ブリッジB 天井伏図 S=1/100



現状ブリッジB天井伏図 S=1/100

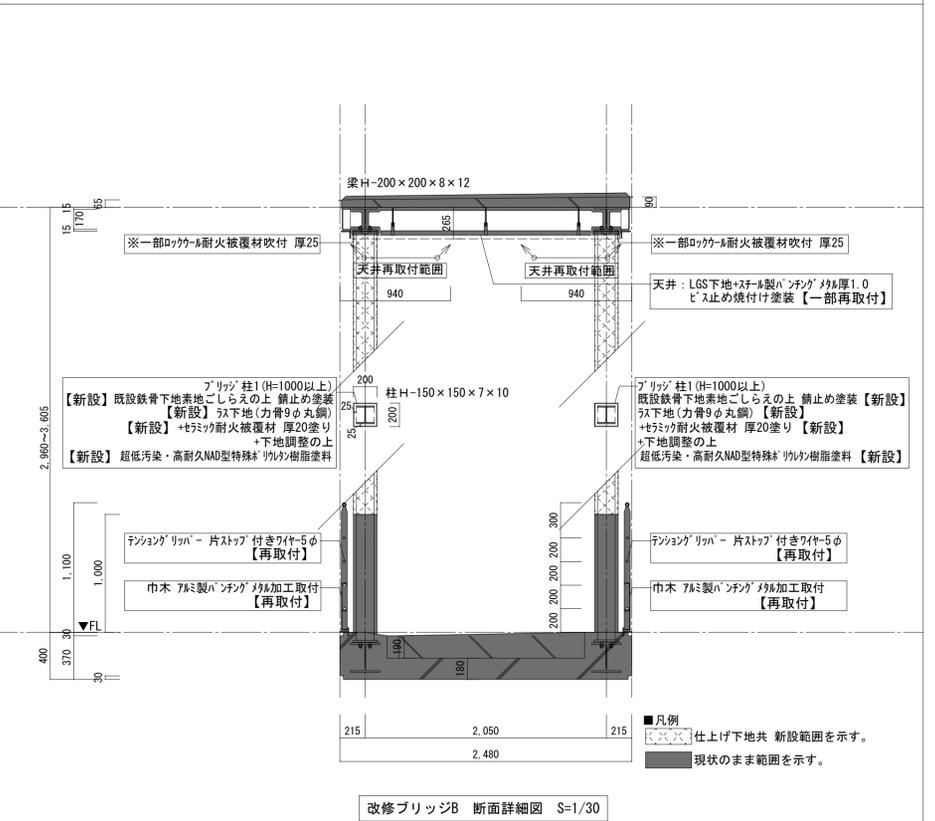
○ 凡例

- 天井1 LGS下地+7ö製ハチンク 材厚1.0 ビス止め焼付塗装【一部再取付】
- 天井2 コンクリート打ち放し
- ブリッジ柱1 柱H=1000以下 【現状のまま】
- 柱H=1000以上
- 既設鉄骨下地素地ごしらえの上 錆止め塗装 【新設】
- +下地(カ骨9φ丸鋼)+セラミック耐火被覆材 厚20塗り【新設】
- +下地調整の上 超低汚染・高耐久NAD型特殊キリシヤ樹脂塗料 【新設】
- 現状のままを示す。

○ 改修範囲

- 7ö製ハチンク 材厚1.0 ビス止め 取外し範囲を示す。再取付
- ※柱鉄骨梁取付部：耐火被覆材 ロックール厚25取付一部新設を行う。

■ 改修ブリッジB 断面詳細図 S=1/30



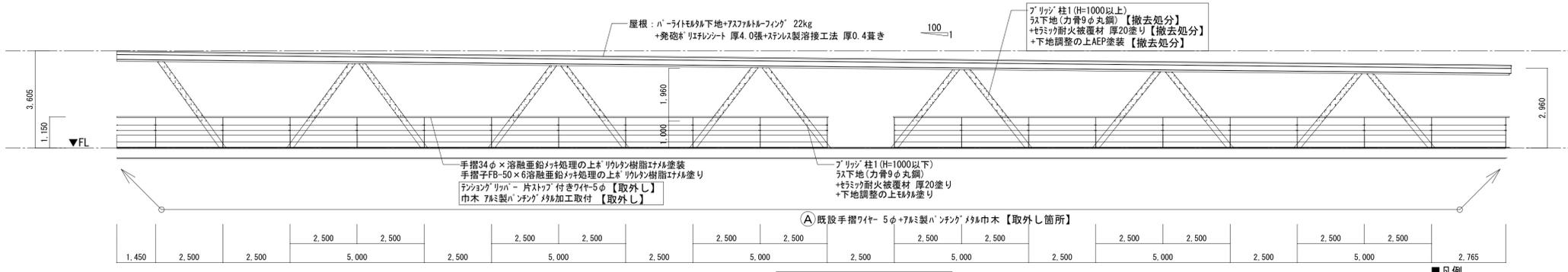
改修ブリッジB 断面詳細図 S=1/30

訂正事項	

株式会社 水原 建築設計事務所
 一級建築士事務所 滋賀県知事登録 第63号
 一級建築士登録 第219285号 北村 通
 彦根市長曾根南町4-4-3 番地 TEL 0749-22-1679

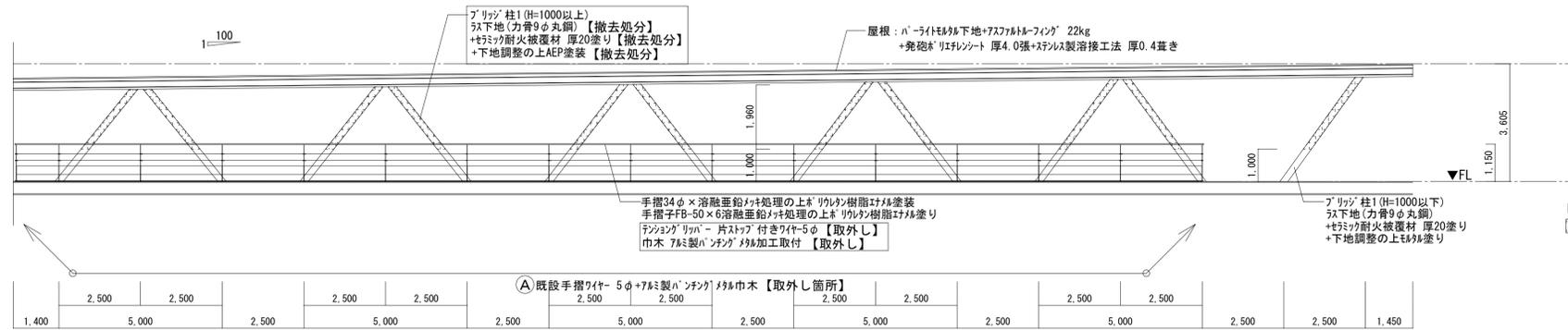
滋賀県立大学工学部屋外廊下耐火被覆改修工事		改修ブリッジB平面図	SHEET No.
		改修ブリッジB天井伏図	
		改修ブリッジB 断面詳細図	A-11
DRAWN BY	CHECKED BY	SUBMITTED BY	DATE
			SCALE 1/30, 1/100 (A1) 1/60, 1/200 (A3)

■ 現状ブリッジB 展開図 S=1/100



現状ブリッジB南面 展開図 S=1/100

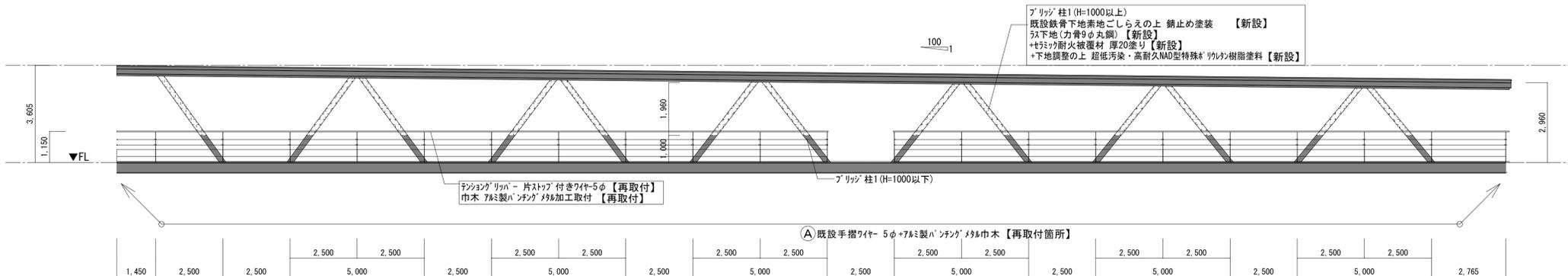
■凡例
 [Pattern] 仕上げ下地共 解体撤去範囲を示す



現状ブリッジB北面 展開図 S=1/100

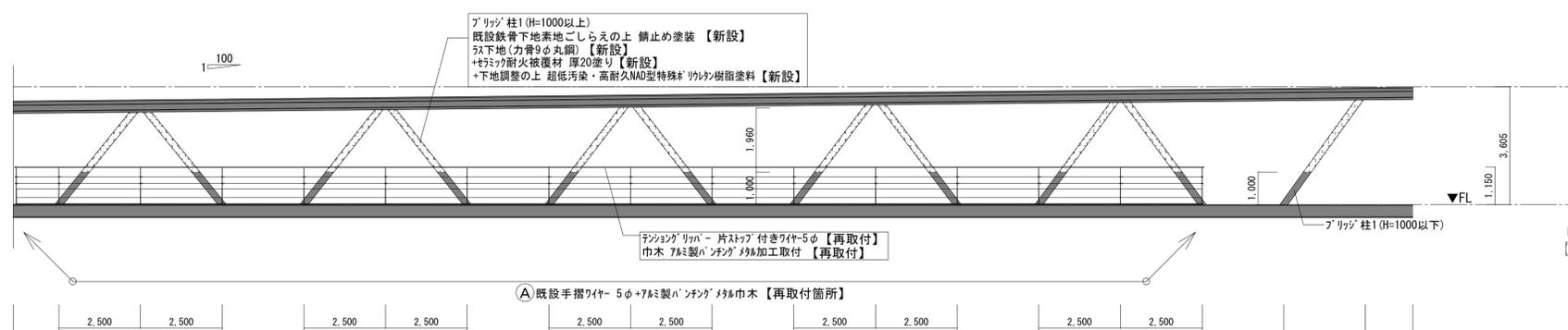
■凡例
 [Pattern] 仕上げ下地共 解体撤去範囲を示す

■ 改修ブリッジB 展開図 S=1/100



現状ブリッジB南面 展開図 S=1/100

■凡例
 [Pattern] 仕上げ下地共 新設範囲を示す



現状ブリッジB北面 展開図 S=1/100

■凡例
 [Pattern] 仕上げ下地共 新設範囲を示す

○ 凡例

- 手摺 手摺34φ×2.3 溶融亜鉛めっき処理の上へリクレン樹脂エポキシ塗り
- 手摺子 FB-50×6 溶融亜鉛めっき処理の上へリクレン樹脂エポキシ塗り
- リンゴングリップ - 片ストップ 付きワイヤ-5φ 【取外し】
- 巾木 7ö製ハンペンク' 加工取付 【取外し】
- ブリッジ柱1 柱H=1000以下
 - 5x下地 (力骨9φ丸鋼)+セメント耐火被覆材 厚20塗り
 - +下地調整の上もみ塗り
- 柱H=1000以上
 - 5x下地 (力骨9φ丸鋼)+セメント耐火被覆材 厚20塗り 【撤去処分】
 - +下地調整の上AEP塗装 【撤去処分】
- 屋根
 - パーライトモルタル下地+750mm幅×フィンク' 22kg/m3
 - +発砲スチレンシート 厚4.0張り+ステンレス製溶接工法 厚0.4葺き

○ 解体撤去範囲

- [Pattern] 柱H=1000以上 耐火被覆材撤去処分範囲を示す。 仕上げ下地共撤去処分
- (A) 既設手摺ワイヤ- 5φ+7ö製ハンペンク' 巾木 取外し箇所を示す。 【取外し】

○ 凡例

- ブリッジ柱1 柱H=1000以下 【現状のまま】
- 柱H=1000以上
 - 既設鉄骨下地素地ごしらえの上 錆止め塗装 【新設】
 - 5x下地 (力骨9φ丸鋼)+セメント耐火被覆材 厚20塗り 【新設】
 - +下地調整の上 超低汚染・高耐久NAD型特殊öリクレン樹脂塗料 【新設】
- [Pattern] 現状のままを示す。

○ 改修範囲

- [Pattern] 柱H=1000以上 耐火被覆材新設範囲を示す。 仕上げ下地共新設
- (A) 既設手摺ワイヤ- 5φ+7ö製ハンペンク' 巾木 再取付箇所を示す。 【再取付】
- ※スイッチ、照明等は現状のままとする。

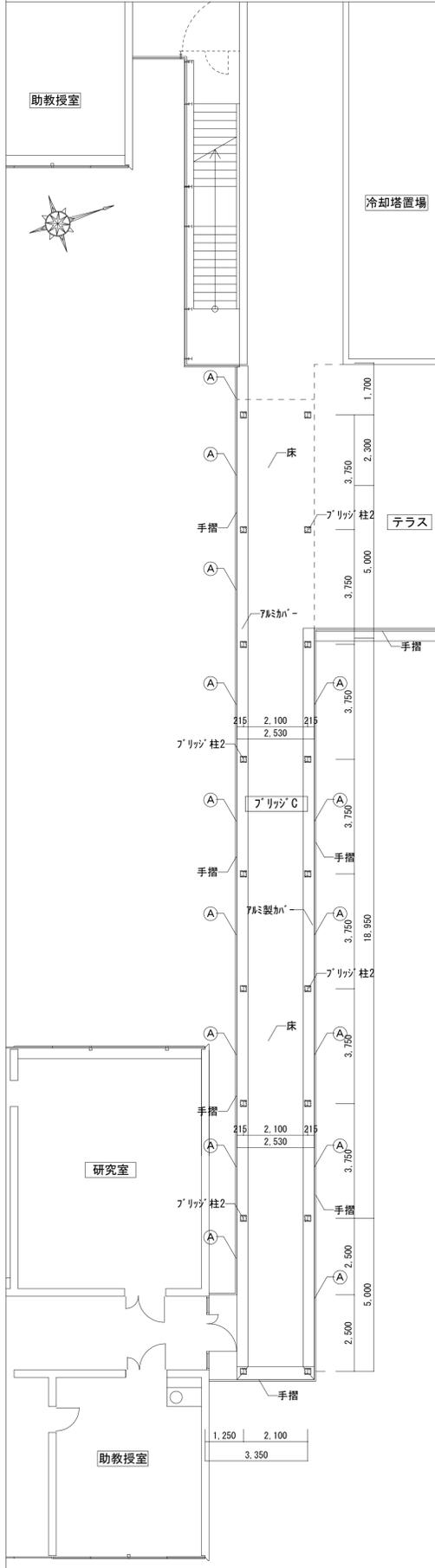
訂正事項	

株式会社 水原建築設計事務所
 一級建築士事務所 滋賀県知事登録 第63号
 一級建築士登録 第219285号 北村 通
 彦根市長曾根南町4-4-8 番地 TEL 0749-22-1679

滋賀県立大学工学部屋外廊下耐火被覆改修工事
 DRAWN BY CHECKED BY SUBMITTED BY
 DATE SCALE 1/100 (A1) 1/200 (A3)

現状ブリッジB展開図	SHEET NO.
改修ブリッジB展開図	A-12

■ 現状ブリッジC 平面図 S=1/100

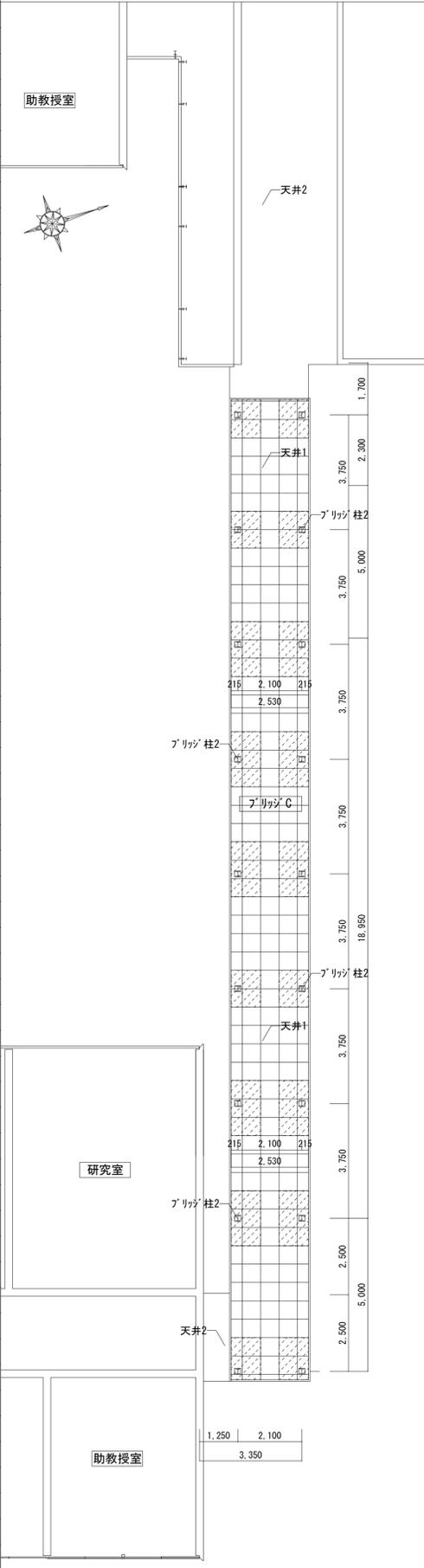


現状ブリッジC平面図 S=1/100

- 凡例
- 床 塗布防水の上 顔料入りコンクリート金型厚190 伸縮目地入り
 - 手摺 手摺子 34φ×2.3 溶融亜鉛メッキ処理の上キリクシ樹脂エポキシ塗り
 - 手摺子 FB-50×6 溶融亜鉛メッキ処理の上キリクシ樹脂エポキシ塗り
 - フィンガリングリッパ - 片スラブ 付きワイヤ5φ 【取外し】
 - 巾木 7&M製パネリングメッキ加工取付 【取外し】
 - ブリッジ柱2 柱H=1000以下
 - 5&M下地(力骨9φ丸鋼)+セミンク耐火被覆材 厚20塗り
 - +下地調整の上もみり塗り
 - 柱H=1000以上
 - 5&M下地(力骨9φ丸鋼)+セミンク耐火被覆材 厚20塗り 【撤去処分】
 - +下地調整の上 耐水ベニヤ厚12.5張り+AEP塗装 【撤去処分】
 - 7&M加パ - 7&M製加パ - を示す。

- 解体撤去範囲
- 柱H=1000以上
 - 耐火被覆材撤去処分範囲を示す。 仕上げ下地共撤去処分
 - 既設手摺ワイヤ5φ+7&M製パネリングメッキ巾木 取外し箇所を示す。

■ 現状ブリッジC 天井伏図 S=1/100

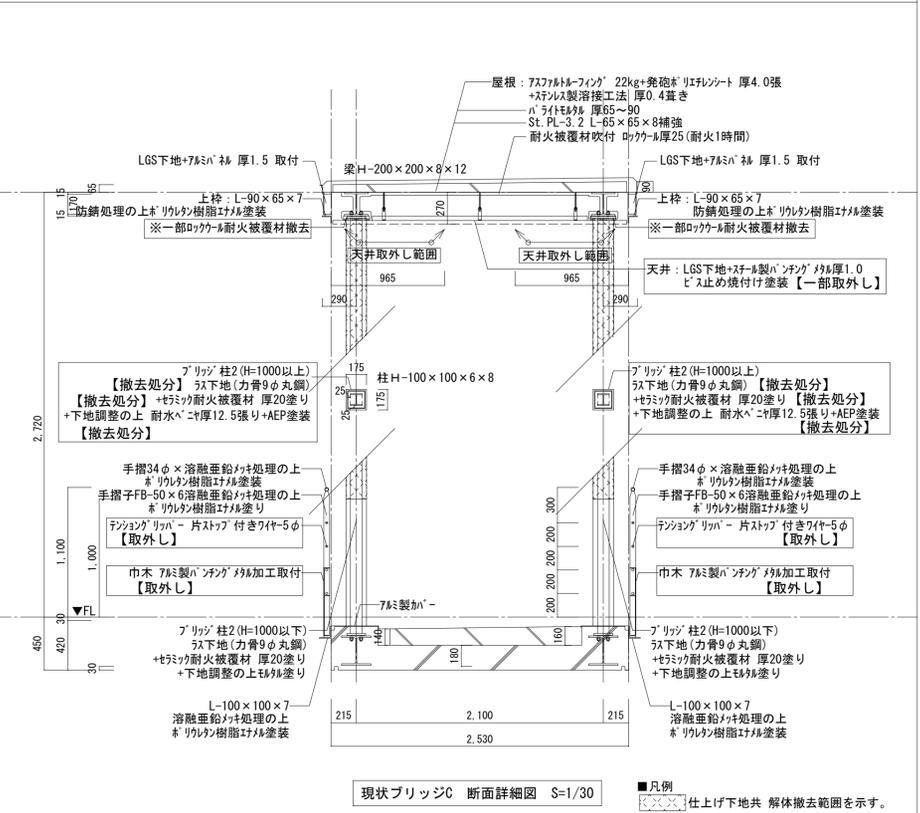


現状ブリッジC天井伏図 S=1/100

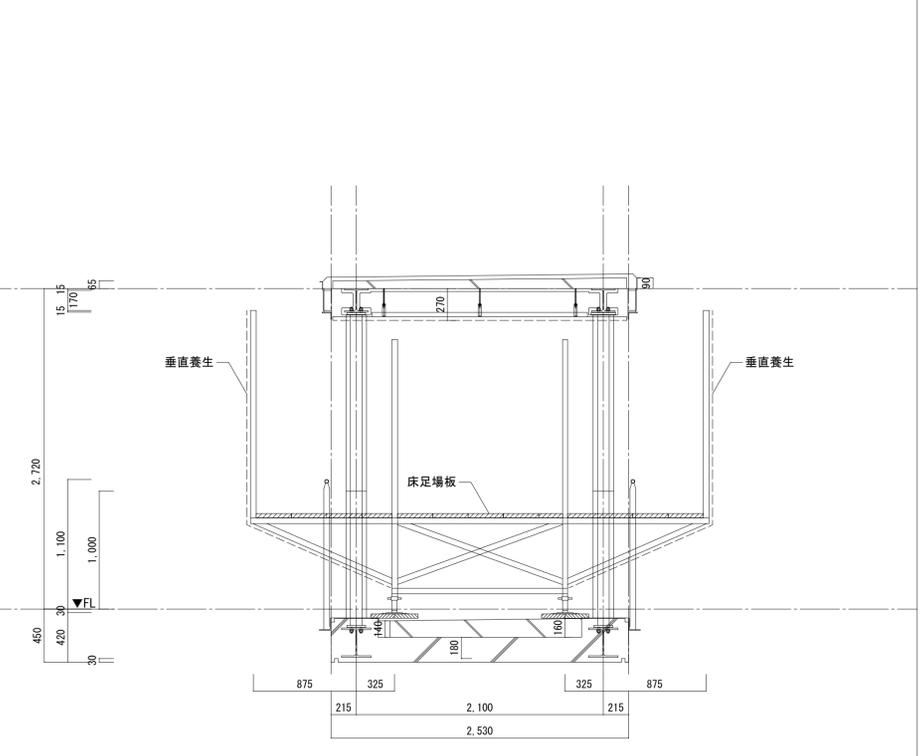
- 凡例
- 天井1 LGS下地+7&M製パネリングメッキ厚1.0 ビス止め焼付塗装【一部取外し】
 - 天井2 コンクリート打ち放し
 - ブリッジ柱2 柱H=1000以下
 - 5&M下地(力骨9φ丸鋼)+セミンク耐火被覆材 厚20塗り
 - +下地調整の上もみり塗り
 - 柱H=1000以上
 - 5&M下地(力骨9φ丸鋼)+セミンク耐火被覆材 厚20塗り 【撤去処分】
 - +下地調整の上 耐水ベニヤ厚12.5張り+AEP塗装 【撤去処分】

- 解体撤去範囲
- 5&M製パネリングメッキ ビス止め 取外し範囲を示す。 取外し
 - ※柱鉄骨梁取付部: 耐火被覆材 ロックウール厚25取付一部撤去処分を行う。

■ 現状ブリッジC 断面詳細図 S=1/30



■ ブリッジC 欄足場組参考図 S=1/30



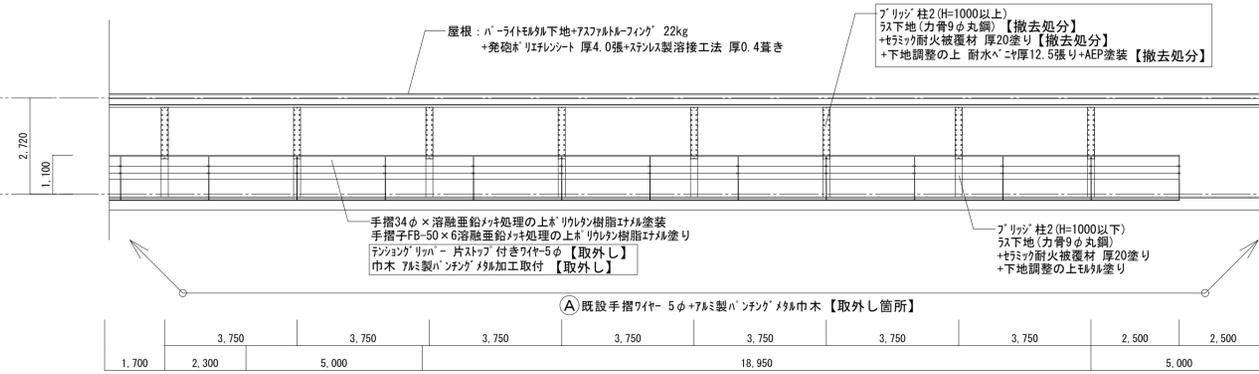
ブリッジC 欄足場組参考図 S=1/30

訂正事項	

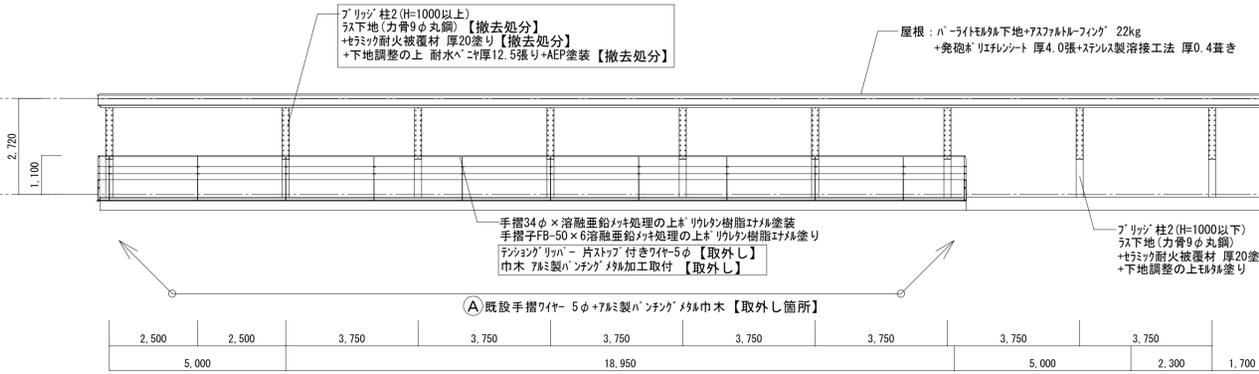
株式会社 水原 建築設計事務所
 一級建築士事務所 経費員知事登録 第63号 北村 通
 一級建築士登録 第219285号
 彦根市長曾根南町4-4-8 番地 TEL 0749-22-1679

滋賀県立大学工学部屋外廊下耐火被覆改修工事		現状ブリッジC平面図	SHEET No.
		現状ブリッジC天井伏図	
		現状ブリッジC断面詳細図、ブリッジC欄足場組参考図	A-13
DRAWN BY	CHECKED BY	SUBMITTED BY	DATE
			SCALE 1/30, 1/100 (A1) 1/60, 1/200 (A3)

■ 現状ブリッジ 展開図 S=1/100



■凡例
 仕上げ下地共 解体撤去範囲を示す



■凡例
 仕上げ下地共 解体撤去範囲を示す

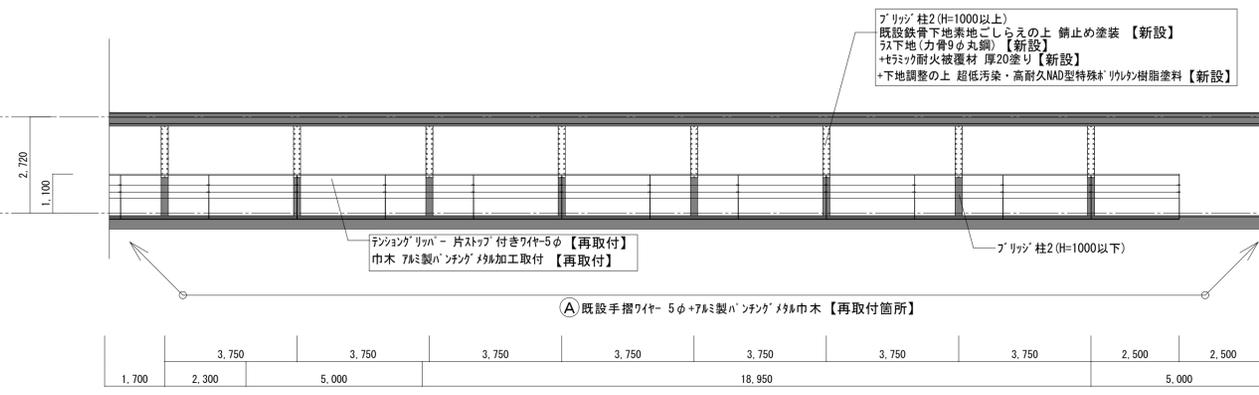
○ 凡例

- 手摺 手摺34φ×2.3 溶融亜鉛メッキ処理の上 樹脂樹脂塗装
- 手摺子 FB-50×6 溶融亜鉛メッキ処理の上 樹脂樹脂塗装
- フィンジョングリップ - 片ストップ 付きワイヤ-5φ 【取外し】
- 巾木 7ö製ハンテング 加工取付 【取外し】
- ブリッジ柱2 柱H=1000以下
- 5x下地(力骨9φ丸鋼)+セラミック耐火被覆材 厚20塗り
+下地調整の上 耐水ペーパー厚12.5張り+AEP塗装
- 柱H=1000以上
- 5x下地(力骨9φ丸鋼)+セラミック耐火被覆材 厚20塗り 【撤去処分】
+下地調整の上 耐水ペーパー厚12.5張り+AEP塗装 【撤去処分】
- 屋根 バイトモル地下+757アルト-フィンク 22kg/m3
+発砲スチレンシート 厚4.0張+ステンレス製溶接工法 厚0.4葎き

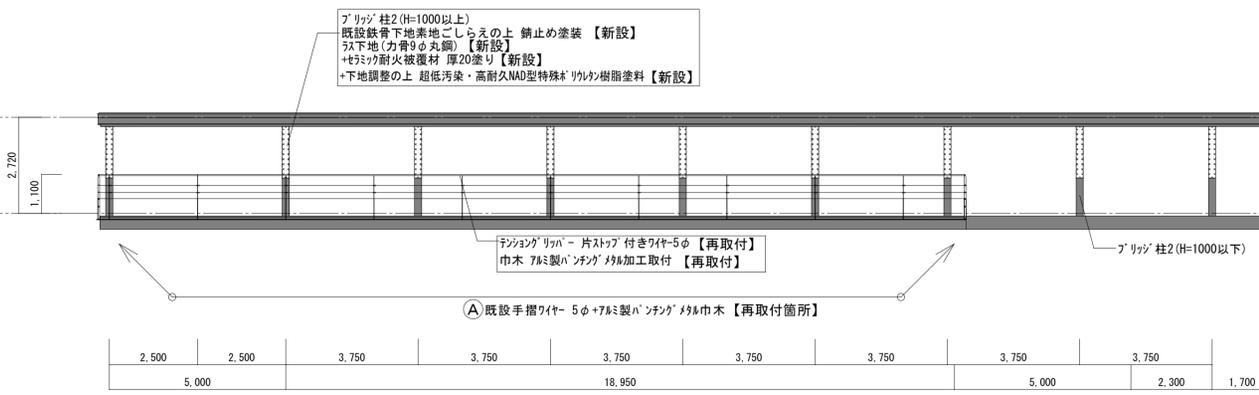
○ 解体撤去範囲

- 柱H=1000以上
耐火被覆材撤去処分範囲を示す。 仕上げ下地共撤去処分
- (A) 既設手摺ワイヤ- 5φ+7ö製ハンテング 巾木
取外し箇所を示す。 【取外し】

■ 改修ブリッジ 展開図 S=1/100



■凡例
 仕上げ下地共 新設範囲を示す



■凡例
 仕上げ下地共 新設範囲を示す

○ 凡例

- ブリッジ柱2 柱H=1000以下 【現状のまま】
- 柱H=1000以上
- +下地調整の上 超低汚染・高耐久NAD型特殊樹脂塗料 【新設】
- 5x下地(力骨9φ丸鋼)+セラミック耐火被覆材 厚20塗り 【新設】
- +下地調整の上 超低汚染・高耐久NAD型特殊樹脂塗料 【新設】
- 現状のままを示す。

○ 改修範囲

- 柱H=1000以上
耐火被覆材新設範囲を示す。 仕上げ下地共新設
- (A) 既設手摺ワイヤ- 5φ+7ö製ハンテング 巾木
再取付箇所を示す。 【再取付】
- ※スイッチ、照明等は現状のままとする。

訂正事項	

株式会社 水原建築設計事務所
 一級建築士事務所 滋賀県知事登録 第63号
 一級建築士登録 第219285号 北村 通
 彦根市長曾根南町4-4-8 番地 TEL 0749-22-1679

滋賀県立大学工学部屋外廊下耐火被覆改修工事

DRAWN BY CHECKED BY SUBMITTED BY

現状ブリッジ展開図	SHEET NO.
改修ブリッジ展開図	A-15
DATE	SCALE 1/100 (A1) 1/200 (A3)